

《ご自由にお持ちください》

パブリック・コメント実施中

～皆様のご意見をお寄せください～

■募集期間

令和元年8月9日（金）～9月9日（月）

■意見提出方法

任意の様式に素案に対するご意見のほか、住所・氏名（団体名）・電話番号をご記入ください。

また、提出の際は役場窓口にご持参いただくか、郵送、FAX、電子メール、町民ポスト等をご利用ください。

■問い合わせ・提出先

保健福祉課子育て支援班 45-6987

上富良野町子ども・子育て支援事業計画 第2期

《上富良野町次世代育成支援行動計画》

2020～2024

（令和2年度～令和6年度）



上富良野町

第1章	計画の策定にあたって……………	1
1	子ども・子育て支援事業計画とは	
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 計画の位置付け	
2	計画の期間	
3	計画の策定体制	
4	上富良野町の子どもと子育て環境の現状	
	(1) 人口・出生の動向	
	(2) 第1期子ども・子育て支援事業計画の目標と現状	
5	上富良野町次世代育成支援行動計画での取り組みと課題	
6	計画策定のための二ーズ調査	
第2章	目指す子育て環境……………	6
1	計画の理念と目標	
2	子ども・子育て支援事業の骨組み	
3	教育・保育施設の運営に関する取り組み	
4	重点的に取り組みたいこと	
第3章	基本目標と実現のためにできること……………	9
1	「子どもの育つ力をのばす環境づくり」を実現するために	
2	「多様なライフスタイルの中で子どもを生み、育てる環境づくり」を実現するために	
3	「子どもと子育てを支える地域づくり」を実現するために	
4	「子どもの貧困対策」を実現するために	
第4章	計画の基本的事項……………	11
1	教育・保育の提供体制	
	(1) 教育・保育提供区域の状況 全町1区域	
	(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制	
2	地域子ども・子育て支援事業の提供体制	
	(1) 利用者支援に関する事業	
	(2) 時間外保育事業	
	(3) 放課後児童健全育成事業	
	(4) 子育て短期支援事業	
	(5) 乳児家庭全戸訪問事業	
	(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業	
	(7) 地域子育て支援拠点事業	
	(8) 一時預かり事業	
	(9) 病児保育事業	
	(10) 子育て援助活動支援事業	
	(11) 妊婦健康診査事業	

3	次世代育成支援対策推進法に基づく事業	
	(1) 児童虐待防止	
	(2) ひとり親支援	
	(3) 児童発達支援	
	(4) 小児医療に係る支援	
	(5) 放課後の居場所づくり	
	(6) 上富良野町のステージ別・分野別子育て支援策	
第5章	子どもの貧困対策について	23
1	基本目標	
2	基本目標の実現のための基本的な方向性	
3	具体的な施策	
	(1) 相談支援体制の取り組み	
	(2) 切れ目ない子育て支援の取り組み	
	(3) 教育支援の取り組み	
	(4) 経済的支援の取り組み	
第6章	計画を実行するための取り組み	27
1	計画を実行するための協力体制	
2	実行するための点検・評価	
	【資料編】	28
	◎ 上富良野町子ども・子育て会議設置条例	
	◎ 子ども・子育て会議開催状況	
	◎ 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の概要	
	◎ 子どもの生活実態調査アンケート調査結果の概要	

第1章 計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画とは

(1) 計画策定の趣旨

上富良野町では、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、平成 27 年 4 月から平成 31 年 3 月を第 1 期とした「上富良野町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子ども・子育て支援法のねらいは、「すべての子どもに質の高い幼児期の教育と必要な保育を提供すること」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」です。

また、平成 24 年に厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」の結果から子どもの 7 人に 1 人が、平均的な所得の半分以下の世帯、いわゆる貧困状況を受けて、国は平成 26 年 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、さらに北海道では平成 27 年 12 月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

このことから上富良野町においては、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願うために、適切な支援が確実に届く仕組みをつくり、貧困が世代連鎖することのないよう「子どもの貧困対策」を「上富良野町子ども・子育て支援事業計画」に包含し、第 2 期計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「第 6 次上富良野町総合計画」を上位計画とし、「上富良野町次世代育成支援行動計画」をはじめとする各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めるものです。

次世代育成支援対策推進法の施行期間が延長され、市町村行動計画は任意で策定することとなりましたが、上富良野町では、必要な事項を子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととします。

◆ 関連計画

- ・第 6 次上富良野町総合計画（2019～2028）
- ・上富良野町次世代育成支援行動計画（2015～2023）
- ・第 2 次健康かみふらの 21 計画（2003～2022）
- ・第 2 期上富良野町障がい者計画（2004～2020）
- ・上富良野町教育振興基本計画（2019～2028）
- ・第 3 次上富良野町子ども読書推進計画（2019～2023）
- ・第 3 次上富良野町地域福祉計画（2019～2023）

	上富良野町次世代育成支援行動計画 (2015～2024)	上富良野町子ども・子育て支援事業計画 (2020～2024)
根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
性格 特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「上富良野町総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援 ・親子の健康の確保 ・教育環境の整備 ・子育ての居住環境の確保 ・仕事と家庭の両立 ○法律施行期間延長～令和7年 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画 ○予算の恒久的確保を前提として対応事業のメニュー化

2 計画の期間

計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和2年度から令和6年度とします。

27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
次世代育成支援行動計画									
第1期子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				

3 計画の策定体制

計画は、上富良野町子ども・子育て会議で、委員の意見を聴取し策定しました。

子ども・子育て会議の委員には、子育て支援事業に関わる機関の代表者、子育てに関する学識経験者のほか、子育て中の保護者で構成されています。

会議では、計画策定にあたっての具体的な協議・検討のほか、アンケート調査の結果やパブリックコメントなど広く町民の方の意見を参考にして審議することができました。

4 上富良野町の子どもと子育て環境の現状

(1) 人口・出生の動向

国勢調査による人口は、昭和35年の17,101人をピークに年々減少し、年齢別人口構成では、65歳以上の人口比率が増加しています。第1期計画策定時（H27）と現在（H30）の人口構成を比べると、総人口は187人減少しています。年齢構成の0歳～14歳までの人口は139人減少、65歳以上の人口は177人増加し、さらに少子高齢化が進んでいる状況です。

上富良野町の平成20～24年度の出生率、合計特殊出生率は、全国、北海道よりは高くなっていますが、少子高齢化が進んでいます。最新の合計特殊出生率については、現在、国の統計が発表されていませんが、出生数は減少傾向にあり、出生率も低下していくことが予測されます。

◆人口・世帯数の推移

区分 年	人口			世帯数
	総数	男	女	
平成12年	12,809人	6,478人	6,331人	4,410世帯
平成17年	12,352人	6,313人	6,039人	4,540世帯
平成22年	11,545人	5,768人	5,777人	4,375世帯
平成27年	10,826人	5,442人	5,384人	4,363世帯
令和元年	10,672人	5,445人	5,227人	5,361世帯

※国勢調査。令和元年は、6月末住民基本台帳

◆年齢別人口構成の推移（3区分）

区分	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成12年	12,809人	2,000人(15.6%)	8,424人(65.8%)	2,385人(18.6%)
平成17年	12,352人	1,762人(14.3%)	7,857人(63.6%)	2,733人(22.1%)
平成22年	11,545人	1,639人(14.2%)	6,970人(60.4%)	2,936人(25.4%)
平成27年	10,826人	1,415人(13.1%)	6,141人(56.9%)	3,234人(30.0%)
令和元年	10,672人	1,276人(12.0%)	5,982人(56.0%)	3,414人(32.0%)

※国勢調査。令和元年は、6月末住民基本台帳

※平成27年国政調査数値について、年齢不詳（36人）がおり総数と相違しています

◆平成20～24年出生率、合計特殊出生率

項目	全国	北海道	富良野保健所	上富良野町
出生率	8.4%	7.3%	7.9%	9.0%
合計特殊出生率	1.38人	1.25人	1.53人	1.66人

※厚生労働省 平成20～24年 人口動態保健所・市区町村別統計

(2) 第1期子ども・子育て支援事業計画の目標と現状

事業名	平成30年度 実績	平成31年度 目標	内容
①教育・保育の量の見込み ・1号認定 122人 ・2号認定 138人 ・3号認定 94人 ・合計 354人 ②教育・保育の提供体制 ・認定こども園 (H31.4.1) 1号認定 125人 2号認定 113人 3号認定 76人 合計 314人 ・保育所 1号認定 — 2号認定 — 3号認定 — 合計 — ・幼稚園及び認可外保育施設等 9人		115人 138人 92人 345人 125人 101人 79人 190人 — 37人 23人 60人 —	◆認定こども園 ・わかば中央保育園 (定員95人 1号15人 2・3号80人) ・わかば愛育園 (定員60人 1号15人 2・3号45人) ・認定こども園上富良野高田幼稚園 (定員150人 1号100人 2・3号50人) ・上富良野西保育園 (定員50人 1号10人 2・3号40人) ・管外保育所 平成31年4月入所児童数 175人 内訳 3歳未満児 58人 3歳以上児 117人 (広域入所) ◆幼稚園 (H31.4 現在) 4人 ・富良野みどり幼稚園 3人 ・ルンビニ幼稚園 1人 ◆認可外保育施設 (H31.4 現在) 5人 ・事業所内保育所 3人 ・美瑛町へき地保育所 1人 ・企業主導型保育事業 1人
②時間外保育事業	2,209人	1,250人 4か所	延長 18:00~18:30
③放課後児童健全育成事業 【放課後クラブ】	登録 166人	1か所 登録 86人	上小クラブ登録人数
④子育て短期支援事業	0人	6人	富良野国の子寮に事業委託
⑤乳幼児全戸訪問事業	65人	81人	
⑥地域子育て支援拠点事業 【センター型】	6,856人 1か所	387人/月 1か所	子育て支援センターにこここ 年間利用人数
⑦一時預かり事業 【一般型】	372人 258人	延べ500人 延べ100人	一般型 教育・保育施設4か所実施 (中央8人、西115人、 わかば27人、高田 222人) 教育・保育施設対応できない時間や曜日につ いては、ファミリー・サポート・センタ ー事業で対応 (H30 実績)
⑧一時預かり事業 【幼稚園型】	13,223人	延べ8,400人	教育・保育施設4か所実施 (H30 実績) 延べ人数 (中央2563人、西651人、 わかば1238人、高田 8771人)

⑨病児保育事業	延べ22人 1か所	延べ90人 1か所	専用保育室の施設整備、看護師の配置、感染症対策等の課題により、保育所での実施は困難な実態からファミリー・サポート・センター事業で対応
⑩子育て援助活動支援事業 【ファミリー・サポート・センター事業】	1か所 258人	1か所 100人	運営委託 NPO 法人こどもサポートふらの 登録会員 提供会員 16人 依頼会員 70人 両方会員 55人 計 141人 (H31.4月末)
⑪ 妊婦健診検査事業	67人	90人	

5 計画策定のためのニーズ調査

第2期子ども・子育て支援事業計画策定にあたって、事業の利用状況と今後の意向を把握するため、平成30年12月小学校3年生以下のお子さんがあるすべての家庭を対象にアンケート調査を実施し、約6割の回答をいただきました。(※資料編参照)

回答いただいた調査票には、設問に対する回答のほか多くの自由記述による意見等が寄せられ、これらの調査結果と意見等を基に事業計画を策定するとともに、今後の事業運営に役立ててまいります。

第2章 目指す子育て環境

1 計画の理念と目標

子育てとは、本来子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動し、保護者も成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みですが、現実の子育てには様々な負担や苦勞も多くあります。

子育て支援とは、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担を和らげ、保護者としての成長を支援することです。

子どもが心身共に健やかに成長することの第一義的責任は保護者が有するという基本的認識の下に保護者自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することが必要です。

そして何より、子どもの最善の利益を実現すること、子ども自身の育つ力を最大限に生かし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境をつくること、地域の役割であり、子どもの健やかな育ちを保障することは社会全体の責務です。

2 子ども・子育て支援事業の骨組み

子ども・子育て支援法は、すべての子どもに質の高い幼児教育と保育を保障し、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するという趣旨で、関連する法改正とともに平成24年に成立しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設給付をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を、市町村が実施主体となり、社会保障制度のひとつとして実施するものです。

また、令和元年10月より実施される幼児教育・保育無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われるものです。

対象となる事業は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業、認可外保育施設等の3歳から5歳のすべての子どもの利用料の無償化と、0歳から2歳児の利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。また、幼稚園の預かり保育を利用する子どもで新たに保育の必要性があると認定された場合は、一定の範囲内で利用料が無償化されます。

◆ 新制度の事業体系

① 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付

子どものための教育・保育給付は、保護者の申請により、町が子どもの保育の必要性を区分認定し、給付する仕組みです。

子育てのための施設等利用給付は、3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に町が認定し、認可外保育施設、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等について給付する仕組みです。

- ・ 施設型給付（子どものための教育・保育給付）
幼稚園・認可保育所・認定こども園等の教育・保育施設を利用して、幼児期の学校教育と保育の提供を受けるための給付です。
- ・ 地域型保育給付（子どものための教育・保育給付）
町が認可する定員19人以下の保育事業を利用するための給付です。
- ・ 企業主導型保育事業（※仕事・子育て両立支援事業）
企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設
- ・ 認可外保育施設（子育てのための施設等利用給付）
児童福祉法上の保育所に該当するが認可を受けていない保育施設
- ・ その他の事業（子育てのための施設等利用給付）
一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（一定の要件有）

② 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に基づき、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

③ 事業一覧

事業		内容	
教育・保育 給付	施設型給付	就学前の子どもが、教育・保育施設を利用するための給付	
		認定こども園	就学前の子どもの教育・保育を提供
		幼稚園	3歳以上の幼児教育を提供
		保育所	保育に欠ける就学前の子どもの保育を提供
	地域型保育給付	小規模保育事業や事業所内保育所で地域の子どもを保育する事業所を利用するための給付	
仕事・子育て 両立支援事業	企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設	

施設等利用 給付	認可外保育施設	児童福祉法上の保育所に該当するが認可を受けていない保育施設 (認可外保育所、ベビーシッター、認可外の事業所内保育など)
	その他事業	子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 ※一定の要件有
利用者支援	必要な施設や事業を選択して利用するための情報提供、相談、援助	
時間外保育事業	保育認定の時間を超えて保育する事業	
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業	
子育て短期支援事業	家庭での養育が一時的に困難な児童を、施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	
乳児家庭全戸訪問事業	新生児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、養育環境の把握、相談等を行う事業	
養育支援訪問事業	養育に支援が必要な家庭を訪問し、相談、指導、援助等を行う事業	
地域子育て支援拠点事業	親子の交流の場を開設し、子育てについての相談、指導等を行う事業	
一時預かり事業	保護者の用事や短期就労などの際に、昼間一時的に預かる事業	
病児保育事業	家庭で保育できない病児・病後児の預かり	
子育て援助活動支援事業	援助を要する者と援助を行う者の連絡調整及び援助者の講習などを行う	
妊婦健康診査事業	妊娠期の一般検査、超音波検査、精密検査等	

3 教育・保育施設の運営に関する取組み

上富良野町に現在ある教育・保育施設はいずれも民間事業所であり、第1期計画中に認定こども園に移行され、教育・保育の一体的な提供が図られました。

令和元年10月より幼児教育・保育無償化に伴い、教育・保育施設及び認可外保育施設など運営にあたっては、情報共有するための場を確保してまいります。

4 重点的に取組みたいこと

上富良野町は、町民一人ひとりと向き合う支援を大切にしています。妊婦相談、乳児健診、乳児家庭全戸訪問、養育訪問支援、ごみ袋交付事業などを通じて、すべての子育て家庭の皆さんと、必ず、直接会う機会をもうけ、小さな町だからできるきめ細かな支援、それぞれの家庭が持っているその家庭の子育て力に合った必要な支援を目指します。

子ども・子育て支援事業の目的は単に事業量を確保することではなく、誰もが事業の内容を理解し、安心して子育てができること、必要なときに役立つ事業であることが重要です。

第3章 基本目標と実現のためにできること

1 「子どもの育つ力をのばす環境づくり」を実現するために

子ども自身の育つ力、成長する力をのばす環境づくりを目指します。

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

親子関係は元より、周りの大人が子どもとの信頼関係を築き、子どもたちの生きる力を伸ばす関わりが必要です。

障がいがあってもその子固有の発達エネルギーにより、適切な支援により大きな力を発揮します。

家庭の養育力の向上、すべての子どもが質の高い幼児教育と保育を受ける機会の確保、必要な子どもに適切な療育を提供できる体制づくりを進めてまいります。

◆具体的な施策

- 幼児教育・保育の充実
- 障害児相談支援事業、障害児通所支援事業の充実
- 特別支援教育・保育事業
- 上富良野町育ちと学びの応援ファイル「すくらむかみふ」の活用
- 乳幼児健診、訪問、相談、指導の充実
- 地域子育て支援拠点事業の充実
- 「すくすく絵本」ブックスタート事業の推進
- 食育の推進
- 放課後の居場所づくりの充実

2 「多様なライフスタイルの中で、子どもを生み育てる環境づくり」を実現するために

社会全体の傾向としては、ライフスタイル、ライフサイクルにあわせて多様な働き方を選択できること、結婚や出産・子育てを両立するために、社会的な制度や地域のサービス基盤を整備することへの支援が必要です。

また、保護者として成長するための知識や経験を、家庭の中で継承することが難しくなっている現代社会においては、保護者の学習の場が必要です。

仕事と子育てを両立するための保育の確保をはじめ、あらゆる家庭、あらゆる保護者の子育てをサポートするための仕組みを整えてまいります。

◆具体的な施策

- 教育・保育施設給付
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て援助活動支援事業
- 子ども医療費助成事業

3 「子どもと子育てを支える地域づくり」を実現するために

育児サークルのネットワークと地域の子育て家庭で構成する「かみふ子育てネットくるくる」では、子育て現役世代がお互いの子育てを支え合い交流する中で、ハロウィンや人形劇など新たな自主企画活動にも取り組んでいます。子育てしながら、自分たちが求める子育て環境づくりに参画し活動しています。

また、子育て援助活動支援事業の提供会員として、あるいは子育てに関わるボランティアとして、子育てを支える活動に直接参加していただくとともに、あらゆる場面において、子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりを目指します。

さらに子育て中であっても、地域の様々な行事や活動に参加しやすいよう、託児サービスの充実などの環境づくりを整えてまいります。

◆具体的な施策

- 子育てネットワークの拡充
- 育児サークル支援
- 子育て援助活動支援事業
- 子育てサロン整備
- 放課後の居場所づくりの充実
- 要保護児童対策地域協議会の充実
- 地域子育て支援拠点事業の充実

4 「子どもの貧困対策」を実現するために

「北海道子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境と教育の機会均等を図り、子どもの権利及び利益を尊重しながら、すべての子どもたちが地域で見守り、夢や希望を持って成長していけるよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもの育ちを支えていきます。

◆具体的な施策

- 相談支援体制の取り組み
- 切れ目のない子育て支援の取り組み
- 教育支援の取り組み
- 経済的支援の取り組み

第4章 計画の基本的事項

1 教育・保育の提供体制

子ども・子育て支援法に基づく就学前児童の教育・保育施設給付は、一人ひとりの子どもにつき、教育と保育の必要性を町が認定し、教育・保育施設利用等に必要な費用を給付する仕組みです。

平成30年10月からは、町内の4か所の教育・保育施設全てが認定こども園へ移行されました。

(1) 教育・保育提供区域の状況

上富良野町には、現在3か所の小学校があります。(上富良野小学校、上富良野西小学校及び東中小学校)

就学前の教育・保育施設の利用について、利用施設が選択できるよう、教育・保育提供区域は上富良野町全域を一の提供区域と定めています。

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の見込み量は、アンケート調査結果を活用し、父母の就労状況等による家庭類型と利用の意向、推計児童数から国の算定基準を参考にして求めますが、この場合区分によって現況と乖離する数値も算出されました。

計画策定にあたっては、アンケート結果の傾向を尊重しつつ、現況に近い見込み量に調整することとし、現実の必要量に見合った計画とするよう、毎年度子ども・子育て会議において計画の進捗状況を評価してまいります。

提供体制の確保と実施時期について、施設設備又は職員配置の状況、施設設置者の意向にも配慮が必要です。

令和元年10月より実施される幼児教育・保育無償化に伴い、認定区分の量の見込みの変化により、利用者のニーズと、質の確保、施設運営のバランスを考慮し、提供体制が確保できる計画とします。また、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業が給付の対象となりました。

◆ 人口推計（町独自推計）

年齢	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	76	61	80	78	76	74	72
1歳	64	72	61	80	78	76	74
2歳	94	62	72	61	80	78	76
小計	158	134	133	141	158	154	150
3歳	79	92	62	72	61	80	78
4歳	77	79	92	62	72	61	80
5歳	93	79	79	92	62	72	61
小計	249	250	233	226	195	213	219
6歳	97	94	79	79	92	62	72
7歳	84	97	94	79	79	92	62
8歳	95	88	97	94	79	79	92
9歳	91	90	88	97	94	79	79
10歳	95	92	90	88	97	94	79
11歳	105	92	92	90	88	97	94
小計	567	553	540	527	529	503	478
12歳	82	105	92	92	90	88	97
13歳	95	80	105	92	92	90	88
14歳	98	93	80	105	92	92	90
小計	275	278	277	289	274	270	275
15歳	104	96	93	80	105	92	92
16歳	101	103	96	93	80	105	92
17歳	103	98	103	96	93	80	105
小計	308	297	292	269	278	277	289
合計	1,633	1,573	1,555	1,530	1,510	1,491	1,483

・平成30年及び令和元年データは実績人口（3.31現在）／他は推計人口

◆ 家庭類型（子ども・子育て支援事業計画アンケート集計結果）

タイプ	父母の有無と就労状況	区分	年齢区分別		年齢統合	
			現在	潜在	実数	割合
A	ひとり親家庭	0歳	2	2	15	8.8%
		1・2歳	3	3		
		3歳以上	10	10		
B	フルタイム×フルタイム	0歳	9	11	53	31.2%
		1・2歳	16	19		
		3歳以上	21	23		
C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0歳	2	2	37	21.8%
		1・2歳	9	11		
		3歳以上	24	24		

C'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)	0歳	0	0	18	10.6%
		1・2歳	1	2		
		3歳以上	17	16		
D	専業主婦(夫)	0歳	19	17	46	27.1%
		1・2歳	22	16		
		3歳以上	14	13		
E	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)	0歳	0	0	0	0.0%
		1・2歳	0	0		
		3歳以上	0	0		
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間:下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)	0歳	0	0	0	0.0%
		1・2歳	0	0		
		3歳以上	0	0		
F	無業×無業	0歳	0	0	1	0.6%
		1・2歳	0	0		
		3歳以上	1	1		
計			170	170	170	100.0%

※自治体における保育の必要性の下限時間を48時間に設定

◆ 量の見込みの算出方法

推計児童数(人) × 潜在家庭類型(割合) = 家庭類型別児童数(人)

家庭類型別児童数(人) × 利用意向率(割合) = ニーズ量(人)

※利用意向率=潜在家庭類型と年齢の対象者のうち、利用希望を選択した割合

① 認定区分ごとの教育・保育の量の見込み

【教育・保育の認定区分】

- ・ 1号認定…満3歳以上の幼児教育を利用する子ども(法第19条第1項第1号)
- ・ 2号認定…満3歳以上の幼児教育と保育が必要な子ども(法第19条第1項第2号)
- ・ 3号認定…3歳未満の保育を必要とする子ども(法第19条第1項第3号)

単位:人

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定		98	98	97	122	115
2号認定	教育利用希望	31	30	30		
		教育・保育	144	143	142	138
3号認定	0歳	10	10	10	12	12
	1・2歳	82	78	76	82	80
量の見込み計		365	359	355	354	345

単位:人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定		113	110	95	103	106
2号認定		120	116	100	110	113
3号認定	0歳	15	14	14	13	13
	1・2歳	81	86	96	94	91
量の見込み計		329	326	305	320	323

② 提供体制の確保方策と時期

- 【教育・保育施設】・ 認定こども園…認定区分1号、2号、3号の子どもが利用できる施設
- ・ 幼稚園……認定区分1号の子どもが利用できる施設
 - ・ 保育所……認定区分2号、3号の子どもが利用できる施設

単位：人

施設		認定区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
特定教育・保育施設	認定こども園	1号	—	110	100	125	125	
		2号	—	120	132	101	101	
		3号	0歳	—	10	8	13	13
			1・2歳	—	60	60	66	66
	保育所	1号	—	—	—	—	—	
		2号	118	40	40	37	37	
		3号	0歳	10	2	2	3	3
			1・2歳	62	18	18	20	20
	幼稚園		—	—	—	—	—	
	給付を受けない幼稚園		200	—	—	—	—	
認可外保育施設等		量は定めないが、確保方策とする。						
計		390	360	360	365	365		
確保量 認定区分別	1号	—	110	100	125	125		
	2号	—	160	172	138	138		
	3号	0歳	—	12	10	16	16	
		1・2歳	—	78	78	86	86	

単位：人

施設		認定区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
特定教育・保育施設	認定こども園	1号	125	125	125	125	125	
		2号	138	138	128	130	133	
		3号	0歳	16	16	16	16	16
			1・2歳	86	86	96	94	91
	幼稚園（町外）		量は定めないが、確保方策とする					
認可外保育施設等		量は定めないが、確保方策とする						
計		365	365	365	365	365		
保量 認定区分別確	1号	125	125	125	125	125		
	2号	138	136	128	130	133		
	3号	0歳	16	16	16	16	16	
		1・2歳	86	88	96	94	91	

町の計画としては、現在の教育・保育施設における体制整備に取り組むことを基本としますが、地域型保育事業、認可外保育施設の利用を希望する保護者の選択を尊重します。

③ 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

ア 教育・保育施設と小学校との円滑な接続の推進

教育・保育施設児童と小学校児童との交流活動や小学校の接続を意識したカリキュラムの作成など、教育・保育施設と小学校が連携を図り、円滑な接続を推進していきます。

イ 教育・保育施設の保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

保育教諭等に対し、「子育て人材育成研修会」の開催や各施設における施設内研修、分野別に応じた研修などに参加し、資質向上を図ります。

ウ 教育・保育施設における自己評価を通じた運営改善

各教育・保育施設において自己評価を行い、評価から明らかになった内容に基づき運営改善を行います。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 利用者支援に関する事業

利用者支援の調整機関は保健福祉課とし、平成 29 年度に「上富良野町子ども・子育て包括支援センター」を設置、平成 31 年度から子育て相談窓口の一元化により、子育てをはじめとする様々な相談に予防的な支援として継続的な関わりを行う体制や関係機関（子どもセンター・母子保健・施設・学校等）との連携を図る環境を整備しています。

地域の関係機関が一定の情報と知識を共有し連携することにより、子育てに関わるあらゆる機関が利用者支援を担える体制、関係職員の資質向上と連携の強化を図ることで、個別の家庭状況に合わせた利用支援の実現を目指します。

また、転入者に対し、各種事業、サービス等の利用支援・情報の周知を徹底していくことで、すべての子育て世帯に情報が行き届くよう努めてまいります。

(2) 時間外保育事業

単位：人 ※（ ）内は延べ利用人数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（就学前児童）	38	38	36	37	37
年間延べ利用児童数の見込み	1,630	1,630	1,550	1,590	1,590
確保方策	特定教育・保育施設	特定教育・保育施設	特定教育・保育施設	特定教育・保育施設	特定教育・保育施設
	38 (1,630)	38 (1,630)	37 (1,550)	38 (1,590)	37 (1,590)

時間外保育事業は、18：00 以降の保育ニーズに対する事業とし、様々な形態の働き方や入所率の増加に伴い、延べ利用児童数が年々増加していることから、特定教育・保育施設の延長保育事業で必要量を確保することを基本としたうえで、必要に応じて子育て援助活動支援事業なども利用できる体制を確保します。

(3) 放課後児童健全育成事業

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (単位：人)	低学年	113	105	106	97	92
	高学年	23	23	23	23	21
	計	136	128	129	120	113
確保方策	登録児童数	140	130	130	120	120
	平均利用児童数	80	80	80	80	80

放課後児童健全育成事業は、子ども・子育て支援法により法的な位置付けや運営基準が明確になりました。共働き等で保護者が昼間不在の就学児童に対し、適切な遊び、生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、健全な育成を図る事業を提供する体制を確立してまいります。

利用時間、利用期間に応じた必要量を確保するとともに、放課後の生活時間の多くを放課後クラブで過ごす子どもたちにとっては、多様な経験ができる環境が大切です。

指導員の資質向上、学習時間の確保、時間延長など教育委員会と連携し十分検討してまいります。

(4) 子育て短期支援事業

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	就学前児童	4	4	4	4	4
	就学児	2	2	2	2	2
	計	6	6	6	6	6
確保方策	養護施設委託	6	6	6	6	6

子育て短期支援事業は、ひとり親家庭や多子世帯における保護者の入院等、子育て家庭における緊急事態ともいえる状況において、必要度の高い事業であると考えており、町として対応可能な体制を整えてまいります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (出生児:人)		80	78	76	74	72
確保方策	助産師等訪問	90	90	90	85	85

生後2か月頃までに家庭を助産師又は保健師が訪問し、乳児の発達・発育の確認とともに、これにかかわる育児に関して相談等を行います。

乳児家庭全戸訪問事業に合わせて、利用者支援の担当者が訪問に同行し、子育て

に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、子育て支援に繋げるとともに、必要に応じて養育支援訪問を行い、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に努めてまいります。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業

妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業の状況、又は要保護児童対策地域協議会の情報により、支援の必要な家庭を把握し、ケースに応じて必要な専門職が家庭訪問し、相談、助言、指導、援助を行います。

養育支援訪問事業の中核機関と要保護児童対策地域協議会の調整機関が一体的な体制を担うことにより、情報集約と早期対応を図り、深刻な育児不安や児童虐待の予防に努めてまいります。また、就学児の養育支援についても、教育委員会と連携してまいります。

専門職の配置により必要な支援体制が図られていることから、量の見込みは特に定めず、関係職員等の資質向上と連携強化を図り、きめ細やかな支援の充実を図ってまいります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（月：人）	622	639	683	666	648
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

子どもセンターを地域の子育ての拠点として、育児教室や交流事業等の各種事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、育児サークル活動、子育てサロン利用など、地域の自主的な活動を支援します。また、拠点事業の利用が困難な子育て家庭に対し、地域や家庭を訪問し必要な支援を行うとともに、母子保健事業との連携により、拠点事業の利用を推進することで、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援に努めてまいります。

(8) 一時預かり事業

・幼稚園在園児の預かり保育以外

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み（年間：人）	580	580	560	580	580	
確保方策	特定教育・保育施設	340	340	330	340	340
	子育て援助活動支援事業	240	240	230	240	240

・幼稚園在園児を対象とした定期的な預かり保育【幼稚園型一時預かり事業】 単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間：人）		8,880	8,610	7,430	8,120	8,340
確保方策	認定こども園	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000

平成30年度から町内の保育・教育施設4か所全てが認定こども園へ移行したことに伴い、各園において利用体制の整備が図られています。

満3歳から入園する児童の増加や就労形態の変化などにより、今後もニーズは増加傾向と想定されるため、提供体制の確保に努めてまいります。

また一般型の一時的預かり事業（幼稚園在園児以外の預かり）については、町内の各教育・保育施設に専任の保育士を配置しています。日常生活上の突発的な事情や社会参加、また育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するためにも、提供体制の確保に努めてまいります。

一般型の一時的預かり事業で対応できない時間帯については、ファミリー・サポート・センターを活用し対応を図ってまいります。

(9) 病児保育事業

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間：人）		40	40	40	40	40
確保方策	子育て援助活動支援事業	40	40	40	40	40

子どもが病気になった時の保育は、保護者にとって大きな不安です。病気の時は保護者自身が看護したいという意向も強く、見込み数と実績数には差が生じているのが現状ですが、相談件数は確実に増えていることから、平成30年度より、緊急及び病児・病後児の対応ができるよう「緊急サポートセンター事業」を実施し、病児の保育事業を充実しております。

就労している保護者が安心して子育てができる環境整備には必要不可欠な事業ですので、今後も実際の利用量に関わらず、より充実を図り、より安心な事業運営を目指してまいります。

(10) 子育て援助活動支援事業

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	一時預かり事業	240	240	230	240	240
	病児病後児保育	40	40	40	40	40
確保方策	子育て援助活動支援事業	280	280	280	280	280

事業を委託している NPO 法人が登録会員数(サポーター会員含む)を増やし、地域の繋がり、絆を大切にすることで、地域全体での協働の意識が根付いてきています。

核家族や転出入が多い実態から、身近に子育てを支えてもらえる環境にない家庭が増加し、年々ニーズは高まっていることから、よりお互いに支え合える環境整備に努めてまいります。

(11) 妊婦健康診査事業

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	80	78	76	74	72
確保方策 (健診受診票交付)	90	90	90	85	85

妊婦一般健康診査 14 回及び超音波検査 6 回分の受診票を交付し、健診費用を助成します。受診票は、前期・中期・後期の妊婦相談とともに交付します。

健診の重要性、費用負担の軽減はもとより、妊婦健康診査事業を活用した妊婦相談は、産前産後の支援から乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業まで連続した、子育て支援に繋がる、「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」に大きな役割を果たしてまいります。

3 次世代育成支援対策推進法に基づく事業

(1) 児童虐待防止

児童虐待防止については、上富良野町要保護児童対策地域協議会を基に、関係機関の情報共有のため、教育委員会や母子保健担当と 2 か月毎に「養育支援連絡会議」を開催し、情報共有を図り児童虐待につながらないように連携を図っています。また、平成 31 年度より子ども家庭総合支援拠点事業を実施し、日常的に相談しやすい関係を構築し早期対応を図ります。

その他、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業等の取組みを通し家庭の養育力向上のための「家庭教育」「親学習」に取り組んでまいります。

(2) ひとり親支援

ひとり親家庭の支援については、国や道の支援制度が主となりますが、手当、医療費、貸付・奨学・就学・就労等、各種制度の情報が対象世帯に届き、必要な支援を利用できるよう、確実な情報提供に努めてまいります。

(3) 児童発達支援

児童発達支援については、児童相談支援センターと児童発達支援センターが中核となり、妊娠期からの健康管理によるハイリスクの予防、乳幼児健診をはじめとした母子保健事業、子育て支援事業との連携により、早期からの対応を図り、子どもの育つ力、子どもを養育する家族の力を引き出す支援に努めてまいります。

支援にあたっては、育児不安、家族背景、障がいがあることで生じる生き辛さ等を理解し、当事者の立場に寄り添った支援を行います。

平成31年度4月から子育て支援の相談窓口が一元化され、各関係機関との連携がより一層図られるようになりました。

乳幼児期は生涯に渡る人間形成の基礎を培う重要な時期となり、地域の療育は、日常生活の中で大きな効果を発揮します。それらの効果が最大限発揮されるよう、各事業を通して情報共有を密に行います。

教育と療育が連携し乳幼児期から学童期の継続した支援に繋げて参ります。子どもの発達を見据えた支援を行い、地域の中で健やかな成長が育まれること、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。

(4) 小児医療に係る支援

小児医療は北海道全域において、医師確保が喫緊の課題であり、富良野地域で医療を支える仕組みが構築されています。

小児科は富良野地域センター病院（富良野協会病院）と富良野市内に小児科クリニック1か所という現状で、町外の医療機関を利用しなければならない状況です。町は、病児保育や一時預かり事業など、子育て支援事業の充実のほか、平成27年度に予防接種費用の助成として、小児任意予防接種無料（おたふくかぜ・ロタウイルス・インフルエンザ（一部自己負担有））や各種健診事業など、母子保健及び予防医療の面からの支援に取り組むとともに、平成29年度に子ども医療費助成制度の拡充（市町村民税所得割非課税世帯に対し、中学生まで通院・入院の自己負担分助成）に取り組み、今後も支援してまいります。

(5) 放課後の居場所づくり

【放課後児童クラブ】（放課後クラブ）

放課後児童健全育成事業は、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性・創造性の向上と基本的な生活習慣の確立等により、子どもたちの生きる力「主体的に判断し、行動する力」を育てる場となります。

町のあらゆる施設と地域の人材を有効に活用し、子どもたちが自主性をもち、多様な選択肢の中で主体的な活動ができる環境づくりを目指し、多様な経験ができる場として、放課後の居場所づくりを進めてまいります。

【放課後子供教室】（放課後スクール）

「放課後子供教室」については、文部科学省の「新・放課後子ども総合プラン」（H30 策定）に基づき、町内の上富良野小学校と上富良野西小学校で月～金：放課後から 16 時まで各小学校を活用することで、「放課後児童クラブ」と連携して運営することにより、家庭環境にかかわらず子ども同士の多様な仲間関係の形成を促すとともに、地域の大人との関わりを経験できる、安心・安全な居場所づくりを進めてまいります。

【児童館運営】

地域において、子どもたちが自由に遊べ、様々な体験活動ができる居場所として、児童館を 2 か所で運営します。

現在、利用児童の多くは小学生ですが、就学前の保護者のふれあいの場として、また、中学生・高校生の活動場所として、幅広い施設活用を展開するとともに、異年齢の子ども同士の交流を図ってまいります。

引き続き、子どもの多様な居場所として、安心・安全な居場所づくりを推進し、運営評価に基づく事業内容の向上に努めてまいります。



(6) 上富良野町のステージ別・分野別 子育て支援策

	子育てのステージ			子育てのステージ			
	妊娠・出産	乳幼児	小学校低学年	小学校高学年	中学校	高校	
保健・医療・福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ●不妊・不育治療等の相談 不妊等に悩む夫婦に対し、治療に関する情報提供や精神面での相談。治療費助成 ●出産祝金支給事業 ・出産した国保世帯主に対して出産育児支援金を支給 ・出産1件 3万円 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児医療 0歳～就学……自己負担分助成 小学生…入院分自己負担一部助成 市町村民税所得割非課税世帯…中学生まで自己負担分助成 					
		<ul style="list-style-type: none"> ●小児医療 [継続] 休日や夜間における小児救急疾患への適切な対応が求められることから、町内での対応が困難な分野や今後の小児医療の動向を見据えた小児救急医療体制の整備を図るため、圏域の小児科医等の専門医療機関との連携を図る ●児童手当支給 中学生まで1万円/人、3歳未満・第3子(小学生まで)1万5千円 					
	●利用者支援事業(基本型+母子保健型)…子ども・子育て包括支援センター 子育てワンストップ窓口化 [H28~] 定期相談窓口の開設						
	<ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦健診、相談、訪問 助産師、保健師による相談事業 ・母子手帳交付 ・妊産婦健診、相談の充実 ・生活習慣病予防 ・育児不安軽減のための相談 ・妊婦健診受診票交付 	<ul style="list-style-type: none"> ●小児予防接種の充実 ・定期予防接種 ・小児任意予防接種無料 ・インフルエンザ予防接種(自己負担1300円、生保・非課税世帯無料) ●乳幼児健康診査、相談、訪問 ・新生児訪問(未熟児含) ・すこやか赤ちゃん相談 ・4か月乳児健診 ・7か月乳児相談 ・10か月乳児相談 ・18か月乳児健診 ・3歳児健診 ・就学時健診健康相談 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●産後訪問・相談 			<ul style="list-style-type: none"> ●子宮頸がんワクチン接種 ・二種混合予防接種(小6) 		
	●養育支援訪問事業 ●養育支援連絡会議[H26~]・・・母子保健・学校教育・子育て支援部門の情報共有及び連携推進(2カ月に1回)						
	●マタニティ教室 妊娠期の交流、運動、育児指導等	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の食育推進 ・1歳2か月ばくばく教室 ●口腔健診、幼児フツ素塗布助成(H31~2回拡充) 					
		●フツ化物洗口 幼稚園及び保育所の5歳児、小学校3校、中学校1校					
		<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援ごみ袋交付 2歳未満の乳幼児・5枚/月 ●地域子育て支援拠点事業 ・子育て支援拠点基本事業 ・親子教室(グループ指導) ・育児サークル活動支援(9サークル) ・地域子育てサロン開設 ・かみふ子育てネット活動支援 ・地域開放事業(4か所) ●子育て短期支援事業 [H27~] ・富良野国の子寮委託 					
		●ファミリー・サポート・センター事業 [H21~] ・NPO法人こどもサポートふらの運営委託					
		<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育給付 幼保連携型認定こども園(H28~) ・上富良野高田幼稚園 ・わかば中央保育園 ・わかば愛育園 保育所型認定こども園(H30.10~) ・上富良野西こども園 					
<ul style="list-style-type: none"> ●多様な保育サービス ・特別支援保育事業補助[S62~] ・延長保育[H17~] ・一時預かり事業[4施設] ・保育料軽減(市町村民税均等割のみ、道の多子世帯無償化) 			<ul style="list-style-type: none"> ●児童館運営 ・東児童館 [S57年度~] 年間延べ利用者: 9,232人(前年7,425人) ・親含み10,525人(前年8,719人) H30実績 ・西児童館 [H3年度~] 年間延べ利用者: 5,375人(前年4,023人) ・親含み 8,602人(前年6,889人) H30実績 				
●障害児相談支援事業 [H25~] ●児童相談支援センター[H27~] H31~子育て支援に統合			●就労支援への継続				
●児童発達支援(発達支援センター)			●障害児通所支援事業 ・放課後等デイサービス事業(民間事業所)				
●「子ども家庭総合拠点」の設置H30.9~・・・子ども虐待の発生予防のため子ども家庭支援(H31~環境整備)							
●「上富良野町要保護児童対策連絡協議会」[H17~]・・・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(児童虐待防止)							
●「すくらむかみふ」上富良野町育ちと学びの応援ファイル [H24~]・・・妊婦期から配布。出産から子育て、発達、教育、進路の記録。保護者と関係機関の連携に活用。							
教育・生活分野	<ul style="list-style-type: none"> ●教育保育施設と小学校の接続支援 ・就学支援 			<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブ(放課後クラブ) [H27~新体制] ・上富良野町小学校に専用スペース確保 ・放課後支援員配置 ・開設時間延長(7:00~18:30) ●放課後子供教室(放課後スクール) [H19~] ・上富良野小学校 ・上富良野西小学校 			
	<ul style="list-style-type: none"> ●読書普及活動 ・ブックスタート(乳幼児健診会場) すくすく絵本(7か月児絵本配付) 妊産婦~出産後2歳までの読書紹介 ・えほんのもり(保育所・幼稚園) 3歳~就学前までの読書紹介 ・読み聞かせ(ボランティア団体) 町内保育園・幼稚園 図書館(月1回) ・「子育て支援・家庭教育」に関する図書コーナー設置(図書館) H31.4~ 			<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ・体験活動によるキャリア教育の実施 ・中学校による職業学習 ・全町児童生徒なかよしサミットの開催 ・子ども会活動、交流事業 ・「青少年健全育成をすすめる会」の支援 ・スポーツ少年団活動 ・特別支援教育指導助手の配置 ・朝読書の実施(ボランティア団体支援) 小学校3校 ・PTA活動の推進 ・学校支援地域本部(ボランティア)事業 ・東中小学校特認校制度の推進 ・通学合宿(わくわく合宿)の実施 ・国内交流推進事業(津市) ・海外派遣人材育成事業(短期留学H31~) ・「道民家庭の日」の啓発普及 ・図書館の巡回移動図書、相互貸借 			
				●上富良野高等学校支援 ・教育振興補助 ・通学費等補助[H25~]			
				●生徒心理相談 ・スクールカウンセラー配置H31.4~			
			●学童・思春期食育推進事業の実施 ・栄養教諭配置[H27~]				

第5章 子どもの貧困対策について

1 基本目標の実現のための基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。子どもの生活実態調査のアンケート自由記載では、「どのような制度があって、どこに申請すればいいのかわからない」、「就学に費用がかかるので経済的な支援があると助かる」、「仕事をしているので、放課後クラブを利用し助かる」などの意見がありました。また、所得によって習い事や塾の利用に差が生じており、すべての児童が教育を受ける機会の保障が必要です。

施策の推進にあたっては、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施し、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもの視点に立ち、子どもの権利や人権に配慮することに留意します。

2 具体的な施策

(1) 相談支援体制の取り組み

子どもの貧困対策を行う上で効果的に進めていくためには、相談対応がすべての出発点になります。貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭に対し、その声を受け止め、そして早期発見に努め、各種制度に結び付けていくことが重要であり、関係機関との連携のもと相談支援体制の充実に努めてまいります。

事業の名称	事業内容	担当課
総合相談窓口の設置 (子ども・子育て包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点事業、児童相談支援センター)	子育てや貧困に悩む保護者や関係機関からの相談について知識を有する専門員が対応します。	保健福祉課
ひとり親世帯からの相談	ひとり親世帯からの相談に対して、母子・父子等に対し、福祉資金制度をはじめとする制度説明を行い、北海道などの関係機関から助言を頂きながら、適切な援助を実施します。	保健福祉課
生活困窮に関する相談	生活困窮に関するあらゆる相談に応じるとともに、北海道や北海道から委託を受けている生活困窮者自立相談支援事業者と連携のもと、必要な支援を実施します。	保健福祉課
子育て情報の発信	子育てに関する様々な最新情報を町ホームページやチラシによりお知らせします。	保健福祉課
要保護児童地域連絡協議会	町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて協議会やケース検討会議を開催し、処遇困難事例等に対応し、警察や児童相談所等関係機関との連携により虐待の防止や早期解決を図ります。	保健福祉課
教育相談	各学校、教育委員会において、随時相談に対応します。必要に応じ、関係機関との連携、臨床心理士によるカウンセリング、支援制度の紹介などを行います。	教育振興課

(2) 切れ目のない子育て支援の取り組み

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援していくとともに、子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や社会で生き抜く力を育てる、また子どもたちの居場所づくりの整備に努めてまいります。

事業の名称	事業内容	担当課
放課後健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業を行います。 利用料：児童1人当たり1ヶ月1,000円	保健福祉課 教育振興課
児童館事業	子どもたちが自由に遊べ、様々な体験活動ができる居場所の提供する事業を行います。	保健福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動を行います。 利用料：平日午前7時から午後7時 30分あたり350円 土日祝日及び年末年始、上記の時間帯以外の時間 30分あたり400円	保健福祉課
一時預かり	保護者の用事や短期就労などの際に、昼間一時的に預かる事業を行います。 利用料：1時間500円、2時間1,000円、4時間まで1,500円 4時間以上3,000円（給食代、おやつ台実費）	保健福祉課
教育・保育事業	就学前の子どもに対し、教育・保育を提供します。	保健福祉課

(3) 教育支援の取り組み

現代の貧困は、世帯の経済格差がそのまま教育格差につながっていることが要因の一つであるとも言われており、国における子どもの貧困対策の中でも、所得が高い世帯が習い事や塾の利用率が高い傾向にあるため、重視されているのが教育支援です。

すべての子どもの乳幼児期から教育・保育を受ける機会を保障するとともに、子どもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供に努めてまいります。

事業の名称	事業内容	担当課
ちょこっと学習	小学校4～6年生を対象に、土曜日や長期休業期間における学習支援や体験学習を行います。	教育振興課
すくらむかみふ	保健・医療・福祉・教育が連携し子どもの育ちと学びを応援していきます。	教育振興課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動を通じて、通学援助として登下校の際の支援を行います。	保健福祉課

(4) 経済的支援の取り組み

各種助成制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭の自立支援を検討してまいります。

生活保護		
事業内容	困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とします。決定権者である北海道と連携のもと、適切に支援します。	保健福祉課
対象	世帯収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較し、収入が最低生活費に満たない世帯。	
助成内容	生活を営む上で生じる各種費用に対し、定められた範囲内で扶助を支給。 (例：生活扶助 日常生活に必要な費用。住宅扶助 家賃。教育扶助 義務教育を受けるのに必要な学用品費等)	

子ども医療費助成事業		
事業内容	乳幼児等の医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断早期治療を促進し、乳幼児等の健やかな育成を図ることを目的としています。	町民生活課
対象	満15歳（中学3年生）までの乳幼児及び児童	
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学前（0歳から6歳）：全額助成 ・小学生（市町村民税所得割非課税世帯）：全額助成 （市町村民税課税世帯）：入院のみ助成対象 自己負担3割の内、2割を助成。 自己負担の上限額：57,600円 ・中学生：（市町村民税所得割非課税世帯）：全額助成 ※食事料、薬の容器代や文書料は自己負担となります。	

子育て支援ごみ袋支給事業		
事業内容	乳幼児を養育する家庭に対し、紙おむつごみ相当量の一般ごみ袋を交付する方法で、一般廃棄物処理手数料を助成することにより、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを目的としています。	保健福祉課
対象	上富良野町に住所を有する2歳未満のいる子どもの児童の保護者	
助成内容	300の指定ごみ袋を月あたり5枚として、現物支給。 出生から満2歳になるまでの前月まで。	

子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業		
事業内容	小児の感染予防及び重症化予防のため、インフルエンザ予防接種の助成を行います。	保健福祉課
対象	町民税非課税世帯、町民所得割非課税世帯、生活保護世帯	
助成内容	1～13歳未満年2回接種。13歳以上、高校3年生相当年齢年1回接種分、全額助成。	

リサイクル事業		
事業内容	チャイルドシートやベビーカーなど育児用品で不要となったものを無償で譲り受け、希望者に無料で提供します。	保健福祉課
対象	子育て家庭全世帯	
助成内容	育児用品の譲渡（無料）	

母子父子寡婦福祉資金貸付事業		
事業内容	母子、父子、寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、北海道で実施している就学資金や就学支度資金等の周知及び貸付け申請を支援します。	保健福祉課
対象	母子、父子、寡婦家庭の児童	
貸付内容	生活資金をはじめ、計12種類の貸付項目があります。 例) 生活資金、住宅資金等	

ひとり親家庭等就業支援事業		
事業内容	ひとり親家庭等就労・自立支援センターと連携のもと、母子家庭等の社会的自立支援や仕事に関する相談、就労先の情報提供など、就業全般について支援します。	保健福祉課

就学援助		
事業内容	小中学校に就学される児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的な理由により、学用品費や給食費などの負担が困難な世帯に対して援助を行います。	教育振興課
対象	生活保護世帯、前年の収入額が生活保護基準の1.2倍以下の場合	
助成内容	学用品、学校給食費、修学旅行費、体育実技用具費、クラブ活動費、PTA会費など ※費目により、対象に該当しない場合有。	

放課後健全育成事業(放課後クラブ)及び放課後子供教室事業(放課後スクール)の利用料免除		
事業内容	放課後健全育成事業(放課後クラブ)及び放課後子供教室事業(放課後スクール)の利用料の負担を免除	教育振興課
対象	就学援助の認定世帯	
助成内容	全額免除	

上富良野高校生徒への助成		
事業内容	上富良野町の就学機会の確保、地域の活性化に資するよう、高等学校に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減します。	教育振興課
対象	上富良野高等学校に就学した生徒の保護者等	
助成内容	入学準備金、就学支援金、資格取得検定料助成など	

第6章 計画を実行するための取組み

1 計画を実行するための協力体制

計画の実現には、所管課である保健福祉課と教育委員会や町民生活課など、行政組織内の横断的な協力体制はもちろんのこと、民間事業者との連携が非常に重要です。

必要に応じて、町全体の子どもの教育と保育を協議できる場をつくり、町にできること施設にできることをそれぞれが担い、互いに補い、協力体制を構築してまいります。

また、子育て支援事業の実施には、事業に関わる職員の資質と連携が大きく影響します。そして何より、保護者の協力なしではこの計画を実現することはできません。保護者の皆さんにこの計画の趣旨や制度を十分理解していただき、この計画を実行する当事者として、子どもたちに最も大きな影響を与える支援者として、町や事業者とともに繋がる関係を作り上げてゆきたいと考えています。

子育てに関わる一人ひとりのエンパワーメントの向上を目指すことが、事業の質の向上と協力体制の構築、計画の実行に繋がるものと考え、研修機会の確保と充実を図ってまいります。

2 実行するための点検・評価

計画は、町の行政組織内部の事務事業評価を行い、子ども・子育て会議において毎年度、点検・評価を実施してまいります。

単に事業量を達成することではなく、それぞれの事業が、真に計画の理念に沿った形で実行されているかが大切であり、計画に囚われ目指すべき姿を見失うことのないよう、またその時々の実現にも目を向け、計画を見直すべき部分はないか、常に高い意識をもって、定期的な子ども・子育て会議の開催を継続します。

資料編

- ◎ 上富良野町子ども・子育て会議設置条例
- ◎ 子ども・子育て会議の開催状況
- ◎ 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の概要
- ◎ 子どもの生活実態調査アンケート調査結果の概要

上富良野町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、上富良野町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 児童福祉の推進に関し、必要な事項について審議すること。
- (3) その他町長が特に必要と認める事項について審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 関係機関を代表する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年上富良野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

民生委員推薦会委員

」を「

民生委員推薦会委員
子ども・子育て会議委員

」に改める。

上富良野町子ども・子育て会議の開催状況

1. 上富良野町子ども・子育て会議委員

【任期：平成29年11月1日～令和元年10月31日】

条例第3条第2項の区分	氏名	所属、事業等
(1)子どもの保護者	西間 珠里	
	千葉 絵里	
	塚本 里美	
	加藤 佳穂	
(2)子ども・子育て支援事業に従事する者	増田 光義	上富良野西こども園長～ 認定こども園上富良野高田幼稚園長 (H30.10.1 任命)
	増田 幸一郎	上富良野西こども園施設長 (H30.10.1 任命)
	松下 力	わかば中央保育園長
	成田 逸子	わかば愛育園長
	広瀬 美奈	NPO 法人こどもサポートふらのコーディネーター
	及川 光一	教育委員会教育振興課長 (H30.4.1～)
(3)学識経験者	委員長 山本 八千代	北海道科学大学保健医療学部看護学科教授
(4)関係機関代表者	高木香代子	民生児童委員協議会主任児童委員
	副委員長 小山田 雅春	上富良野町校長会長 (上富良野小学校)
	大道 俊夫	上富良野町PTA 連合会長 (R元.5.10 任命)
	瀧本 麻衣	かみふ子育てネット「くるくる」会長 (H31.4.20 任命)

事務局	鈴木 真弓	保健福祉課長 (H30.4.1～)
	吉河 祐樹	保健福祉課子育て支援班主幹 子どもセンター施設長 (H31.4.1～)
	星野 章	保健福祉課健康推進班主幹
	白井 宏子	保健福祉課子育て支援班主査
	坂本 智美	保健福祉課子育て支援班主査 (H31.4.1～)
	友廣 謙一郎	保健福祉課子育て支援班主査 (H31.4.1～)
	大井 隆治	保健福祉課子育て支援班主事 (H31.4.1～)
	本間 和樹	保健福祉課子育て支援班主事 (H31.4.1～)

2. 会議の開催状況

開催年月日	協議内容等
平成30年7月24日 火曜日 13:30～15:30	① 認定こども園への移行及び特定教育・保育施設の利用定員の見直しについて ② 子どもの貧困対策に関する実態調査について
平成30年11月14日 水曜日 13:30～14:30	① 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の内容について ② 調査票の配付及び回収方法について ③ 子どもの生活実態調査状況について
平成31年3月11日 月曜日 14:00～15:00	① 子どもの生活実態調査結果について ② 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について ③ 平成30年度地域子育て支援事業の実施状況について ④ 平成31年度の会議（協議）予定について
令和元年5月22日 水曜日 13:30～15:00	① 交代委員辞令交付 ② 第1期子ども・子育て支援事業計画の事業評価について ③ 今後の子ども・子育て会議の日程について
令和元年6月19日 水曜日 13:30～15:30	① 第2期子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和元年7月18日 木曜日 13:30～14:30	① 子ども・子育て支援事業計画素案について ② パブリックコメントの実施について

3. パブリックコメントの実施結果

- ・ 実施期間 : 令和元年8月9日～令和元年9月9日
- ・ 実施個所 : 町内9施設に掲出、広報誌及び町ホームページ掲載

子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、教育・保育給付及び子育て支援に関する現状や今後の利用希望などを把握し、その内容を令和2年度から5年間までを一期とする「第2期上富良野町子ども・子育て支援事業計画策定」の基礎資料とするために、平成30年12月に実施した。

(2) 調査結果

調査の実施方法及び結果については以下のようになっています。

- 調査対象：1. 就学前児童の保護者 372人
2. 小学生児童（小学1～3年生）の保護者 251人
- 調査期間：平成30年12月5日～19日
- 調査方法：無作為抽出・郵送法
- 配布・回収状況

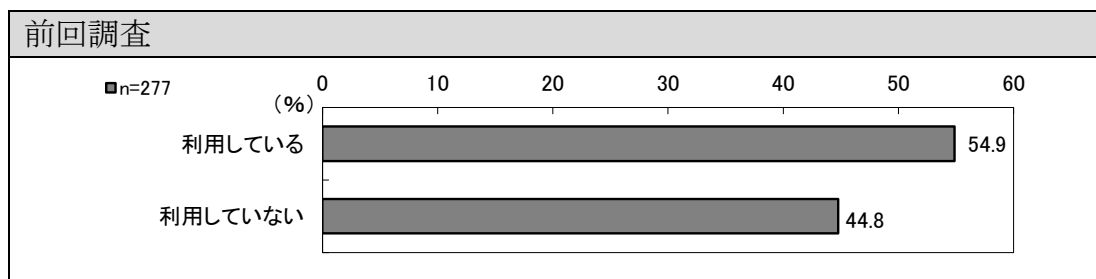
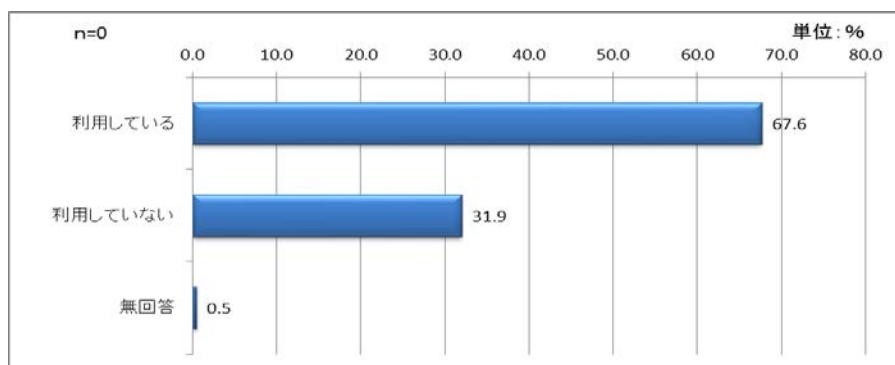
種別	配布数	回収数	回収率
1. 就学前児童	372	213	57.3%
2. 小学生児童	251	148	59.0%

前回調査			
平成25年12月			
種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	474	277	58.4%
小学生児童	280	182	65.0%

(3) 調査結果の概要

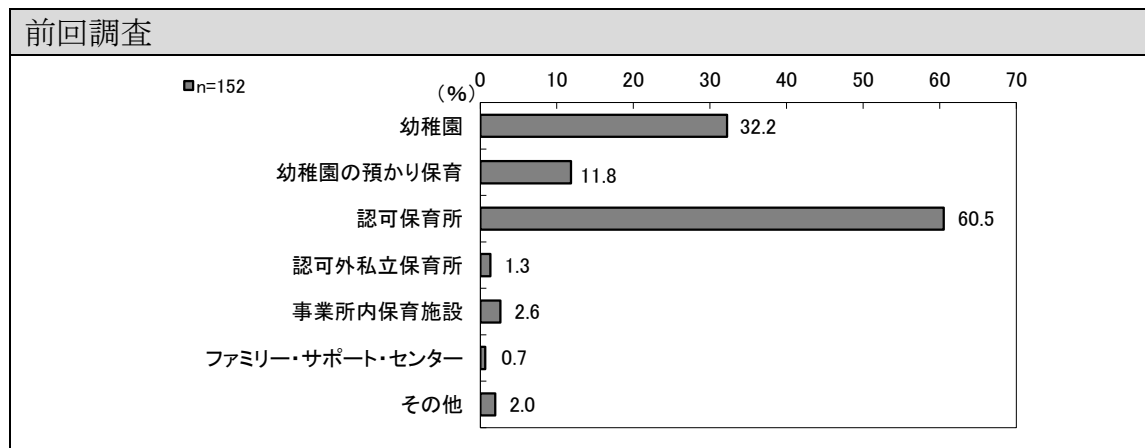
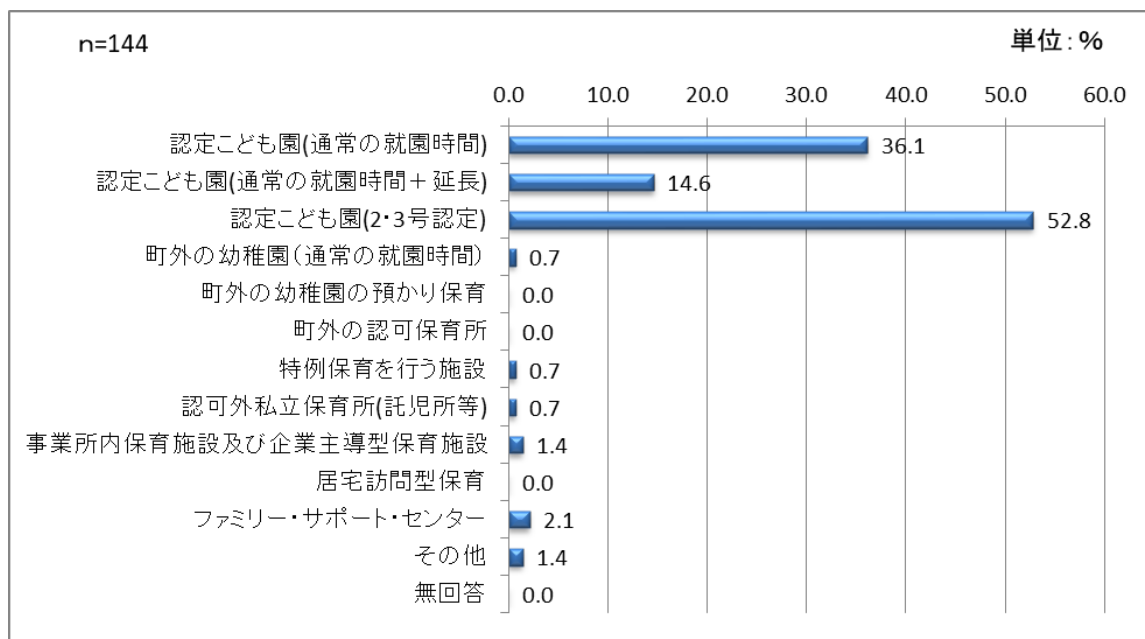
1 就学前児童

- ① 問15 宛名のお子さんは現在、認定こども園、幼稚園、保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

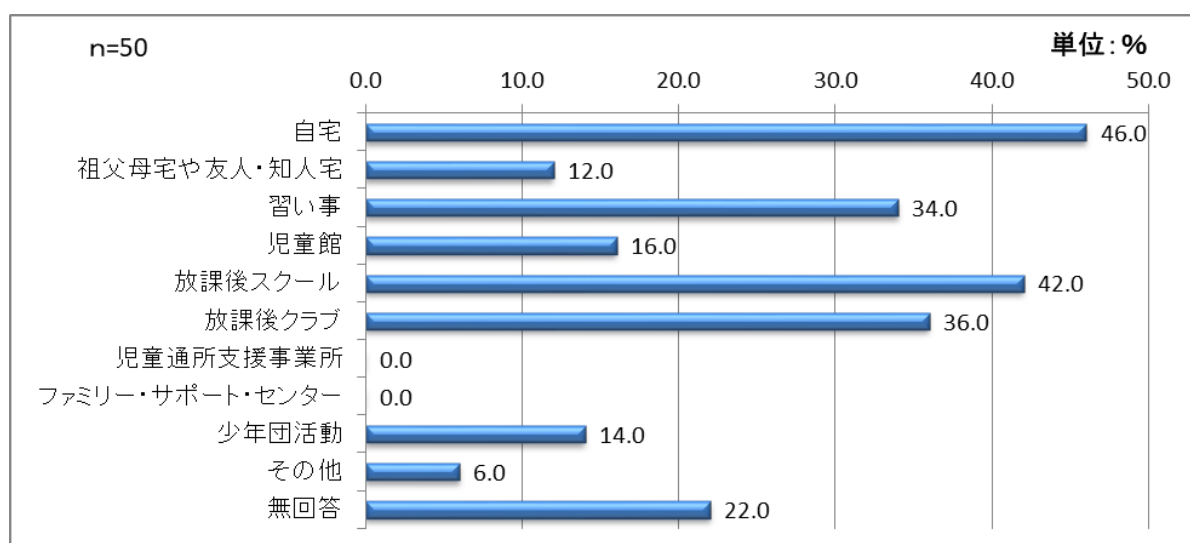


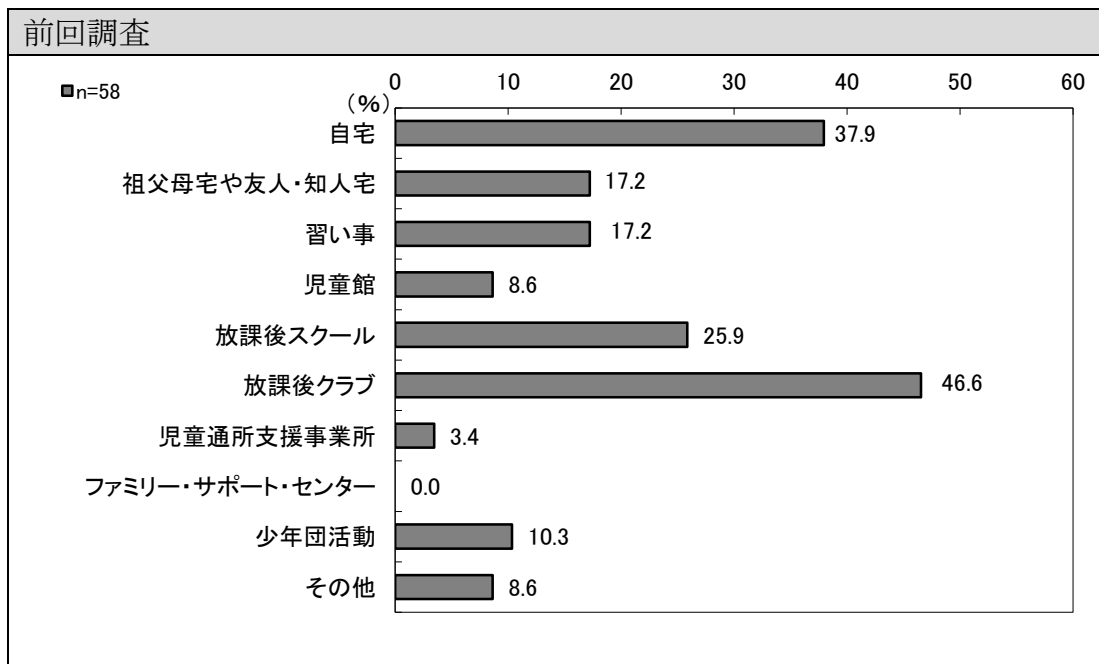
問 15 で「1.利用している」に○をつけた方 にかがいます。

宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。

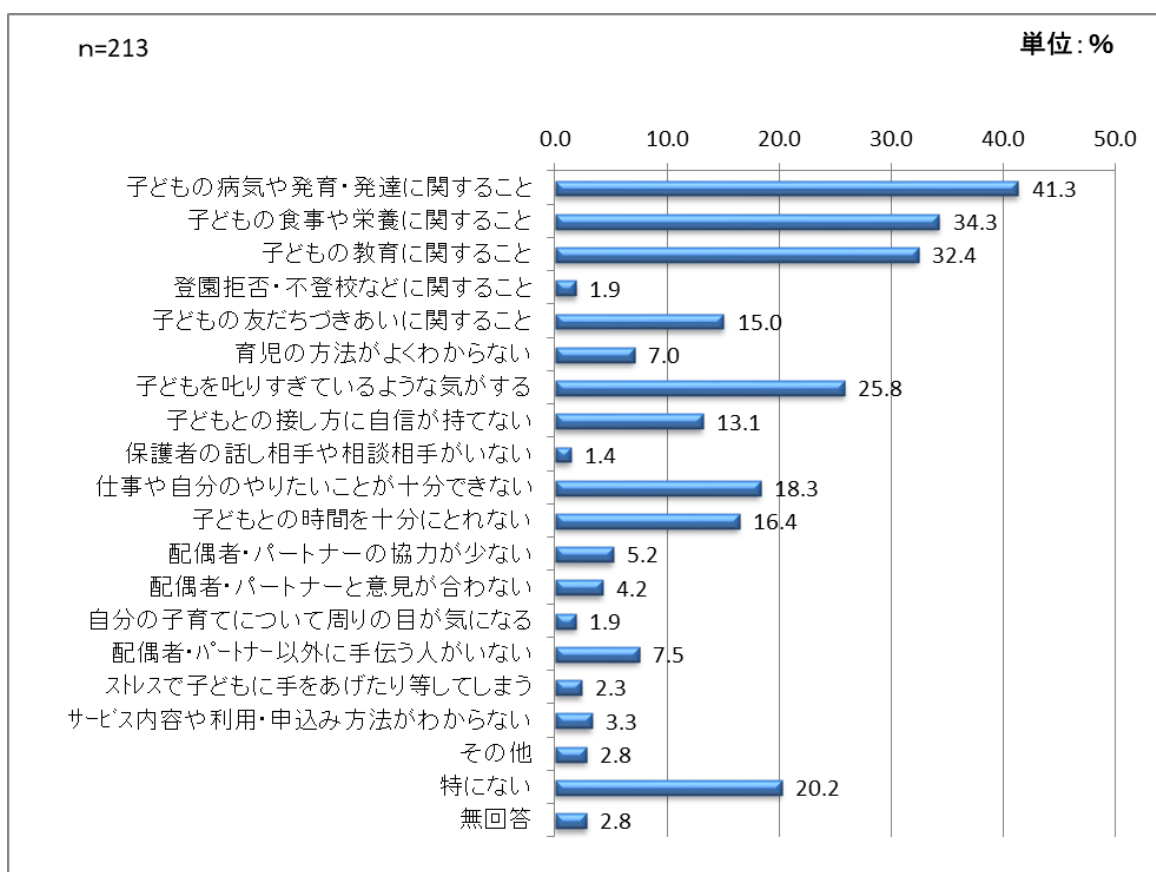


問 28 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

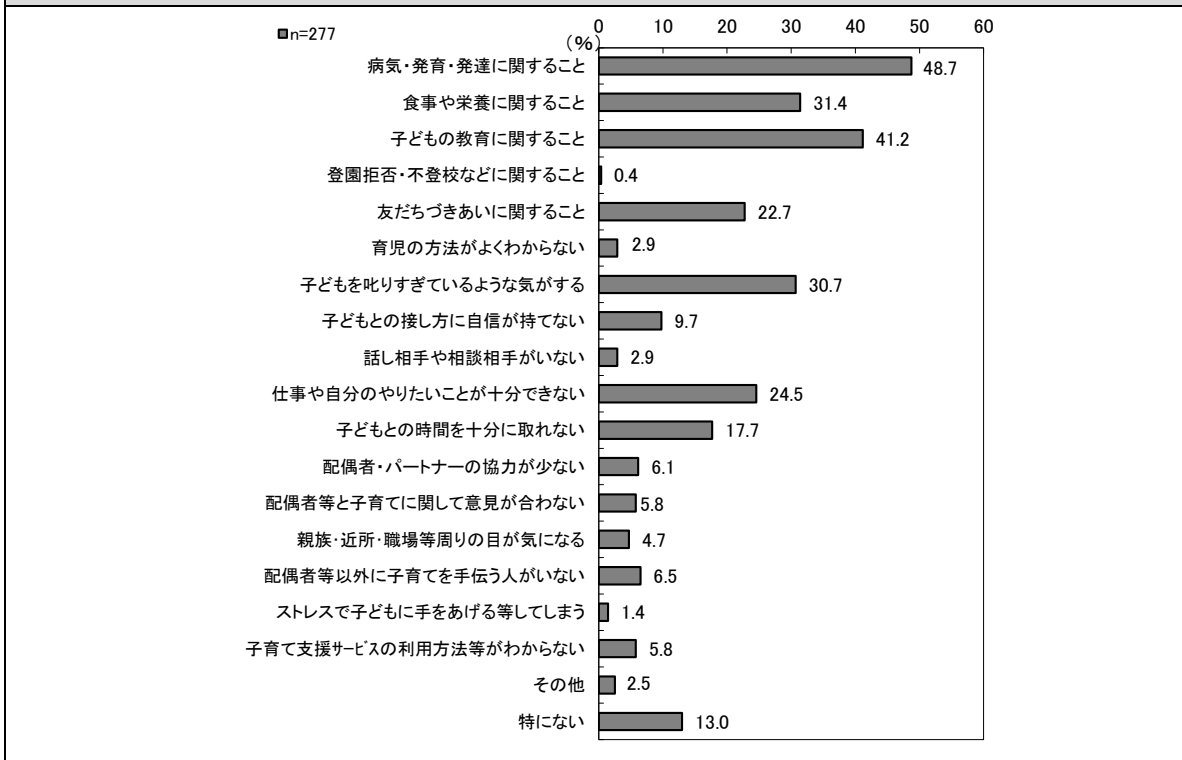




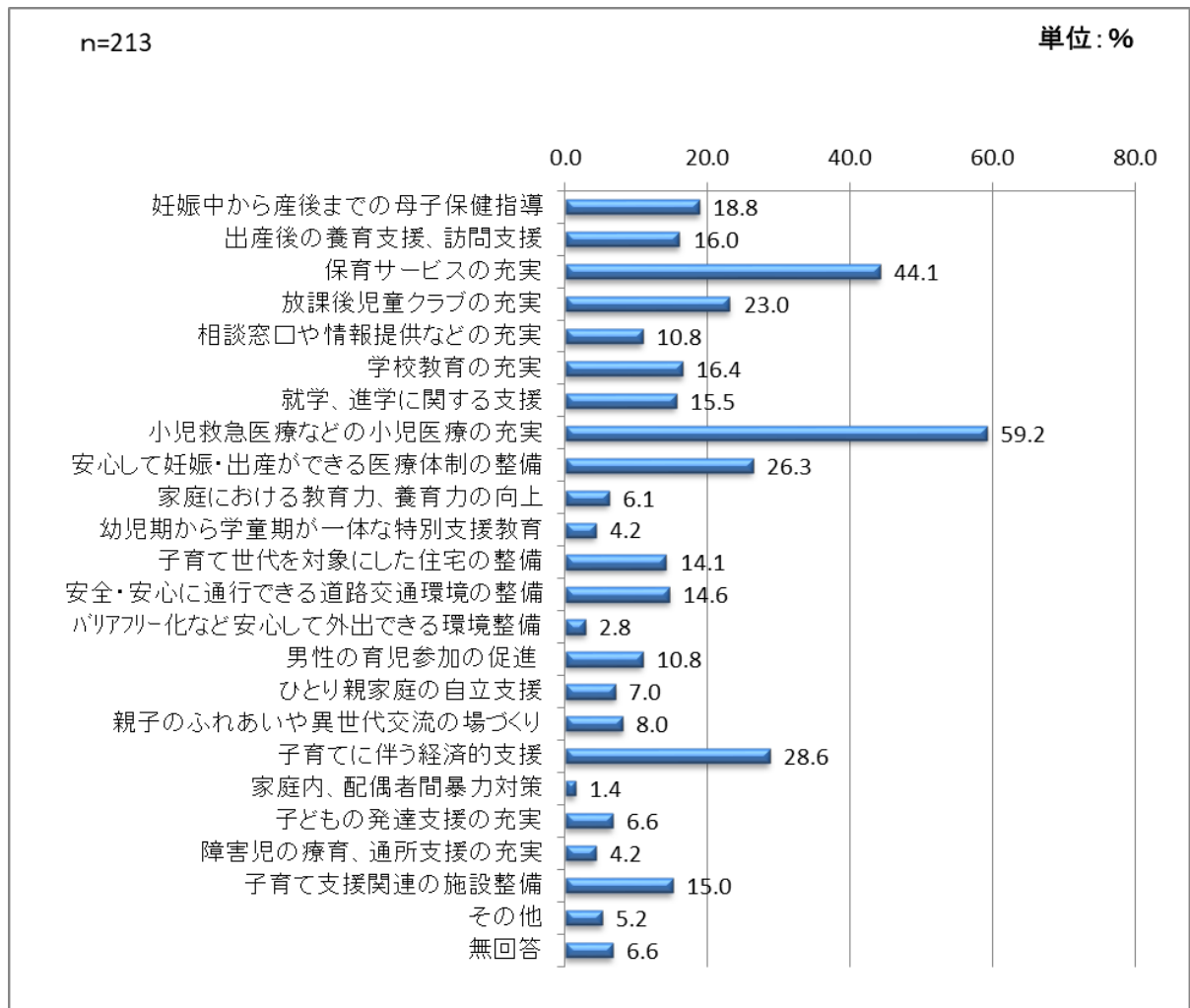
問 34 子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。当てはまる番号5つまでに○をつけてください。



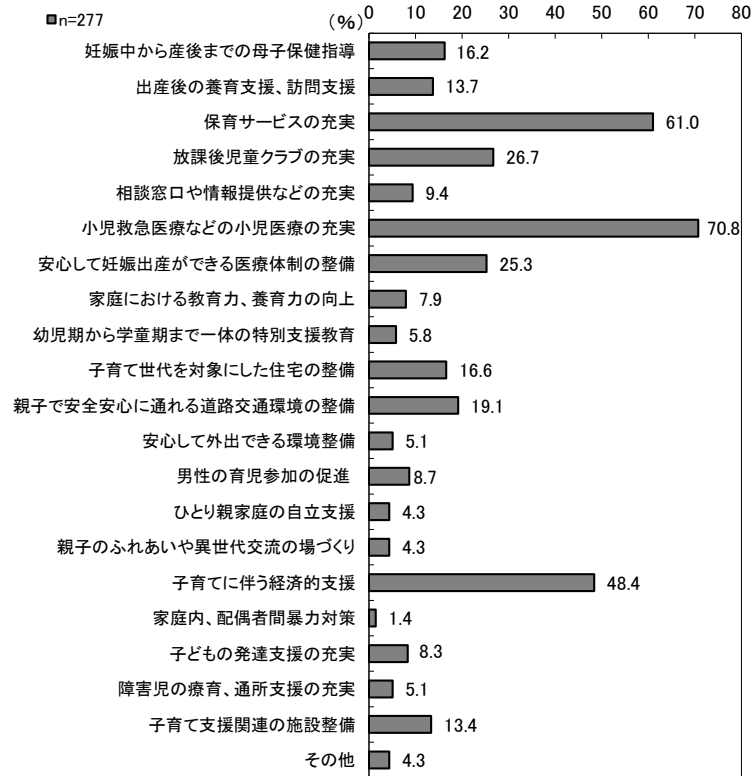
前回調査



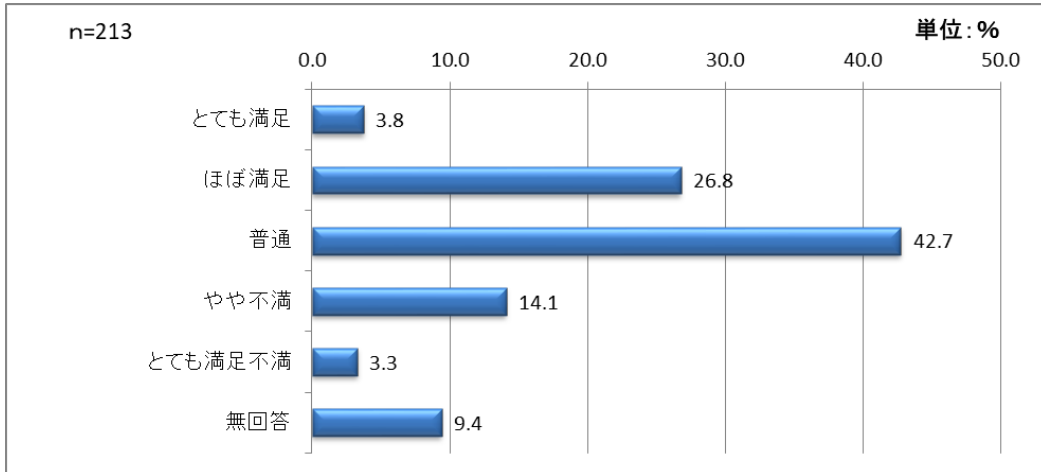
問 37 子育て支援の環境づくりに対する施策について、町が重点的に取り組む必要が高いと思われるものは何だと思いませんか。当てはまる番号5つまでに○をつけてください。



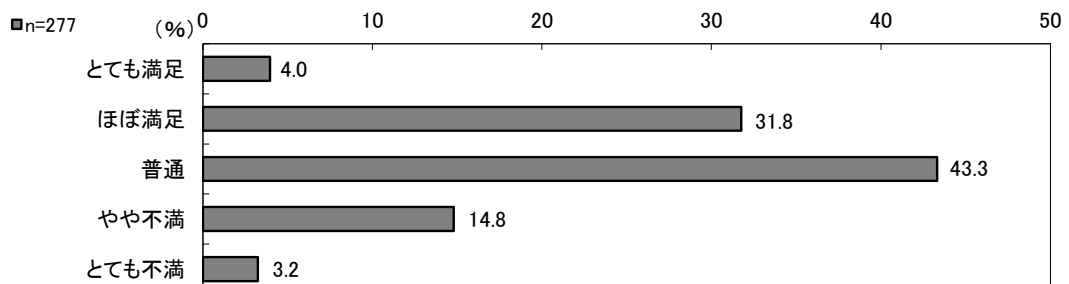
前回調査



問 38 上富良野町における子育ての環境や支援について、どのように感じていますか。当てはまる番号に1つに○をつけてください。

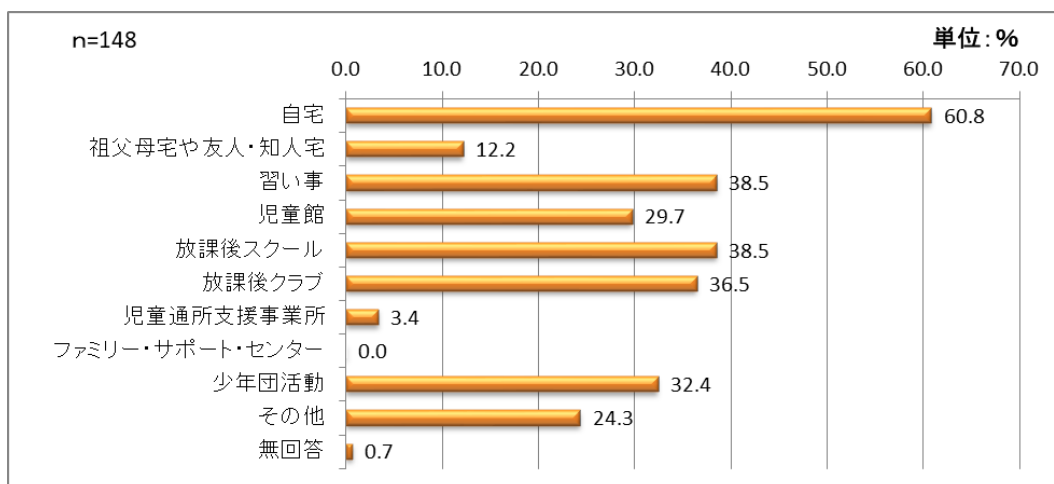


前回調査

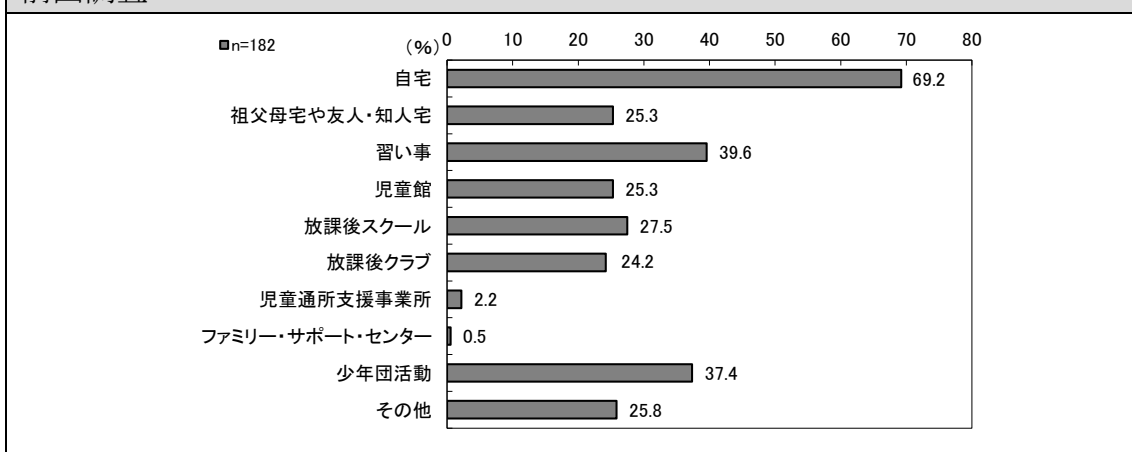


2 就学児童

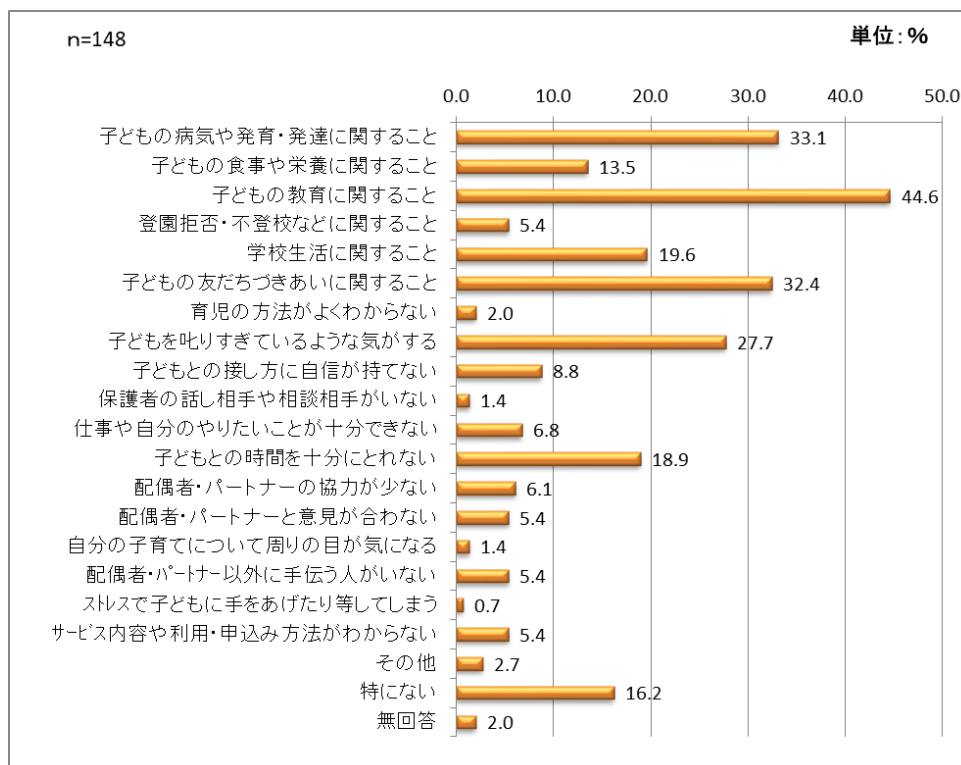
問 12 宛名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。



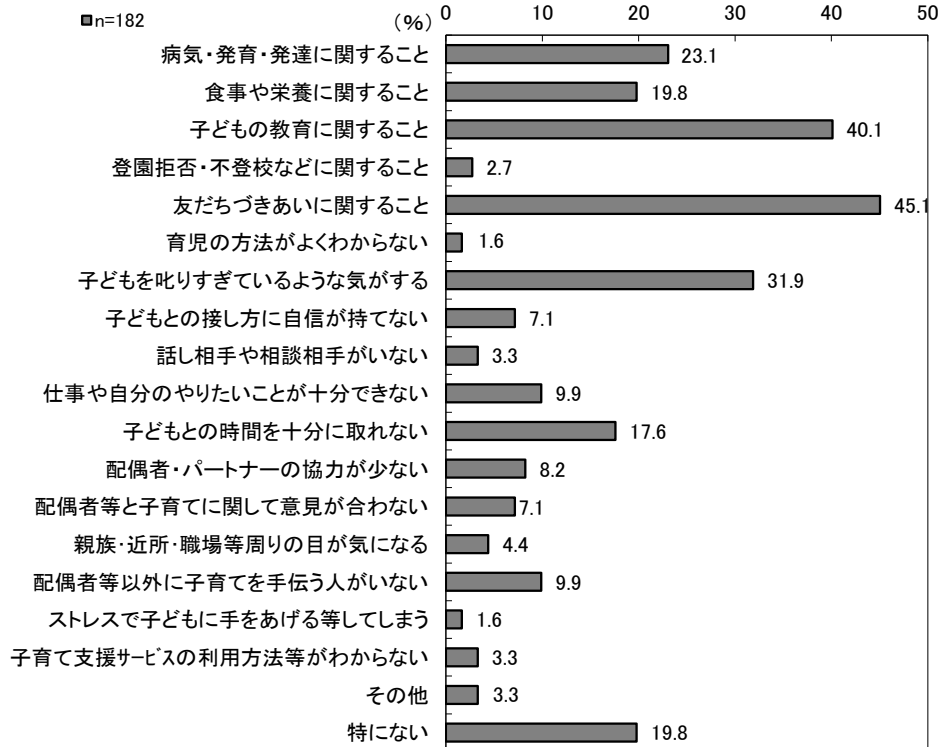
前回調査



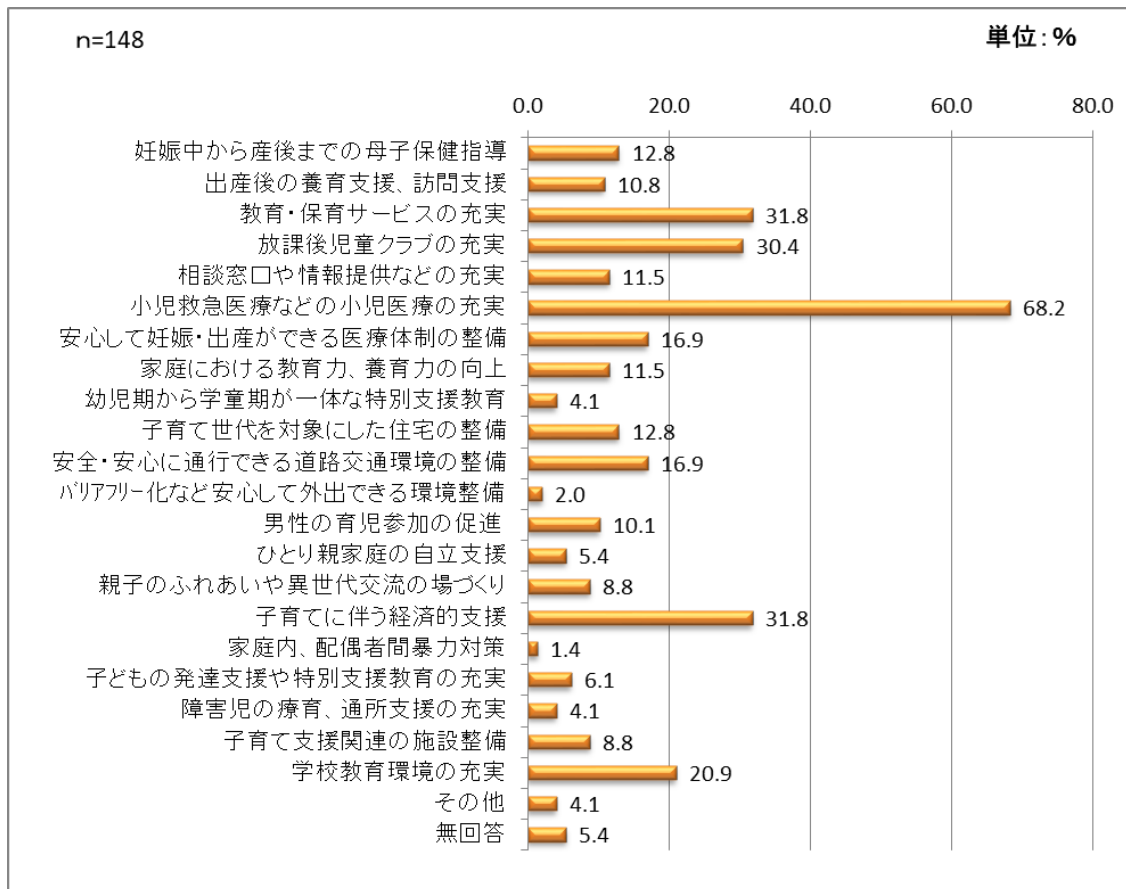
問 18 子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。



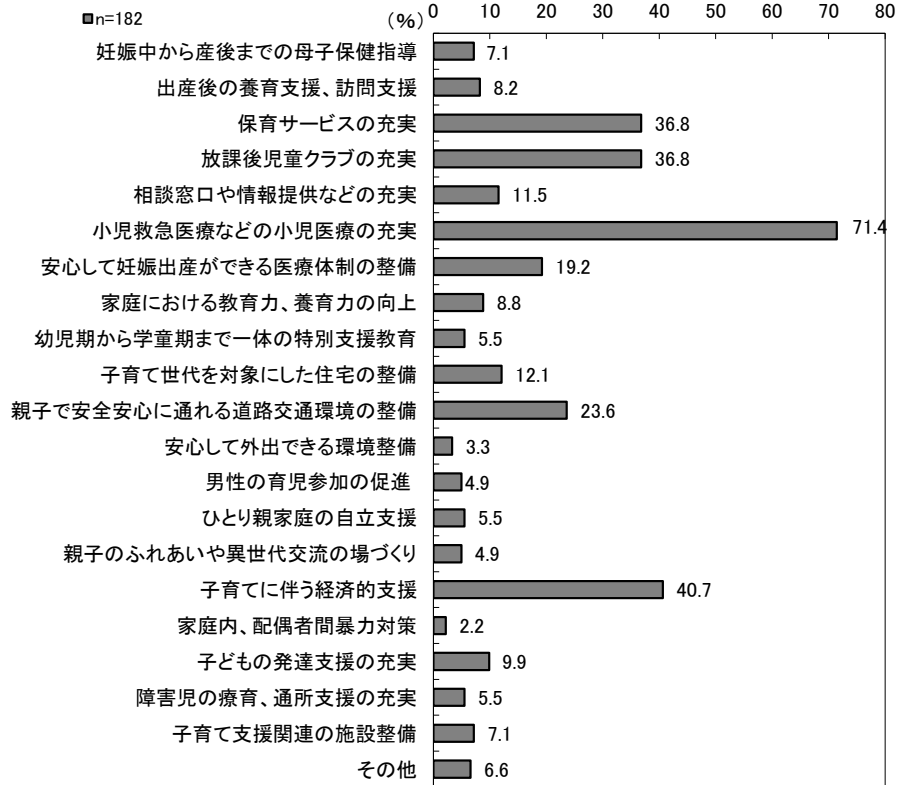
前回調査



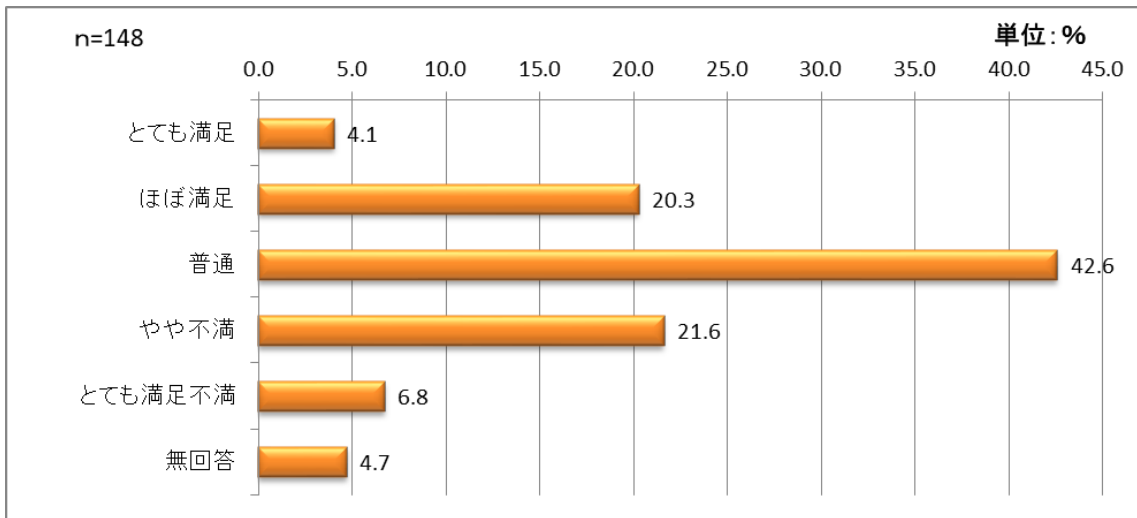
問 21 子育て支援の環境づくりに対する施策について、町が重点的に取り組む必要が高いと思われるものは何だと思いませんか。



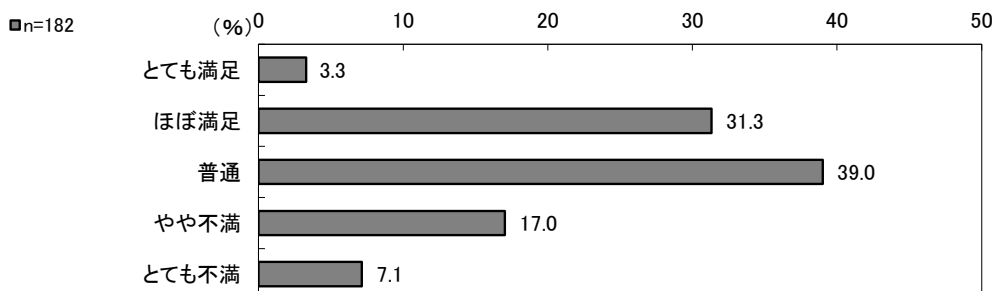
前回調査



問 22 上富良野町における子育ての環境や支援について、どのように感じていますか。



前回調査



上富良野町子どもたちの生活実態調査アンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、近年、子どもたちの取り巻く環境が大きく変化している中で、子育て家庭の生活実態や経済状況を把握し、より効果的な子育て支援策を検討することを目的としている。また、「上富良野町子どもの貧困対策推進計画（仮称）」づくりの基礎資料とするために、平成30年9月に実施した。

(2) 調査結果

調査の種類、実施方法及び結果については以下のようになっています。

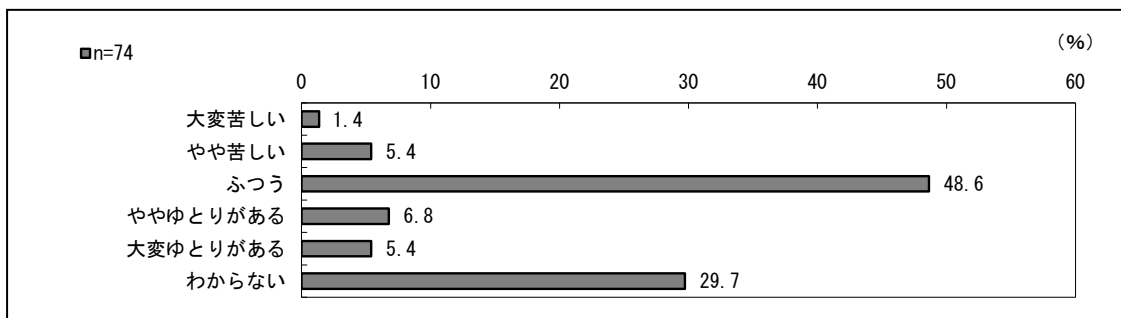
	実施方法	配布数	回収数（率）
①小学5年生子ども	学校を通じた配布・郵送回収	93	74 (79.6%)
②小学5年生保護者	学校を通じた配布・郵送回収	93	73 (78.5%)
③中学2年生子ども	学校を通じた配布・郵送回収	92	77 (83.7%)
④中学2年生保護者	学校を通じた配布・郵送回収	92	77 (83.7%)
⑤高校2年生子ども	郵送による配布・回収	99	25 (25.3%)
⑥高校2年生保護者	郵送による配布・回収	99	25 (25.3%)

(3) 調査結果の概要

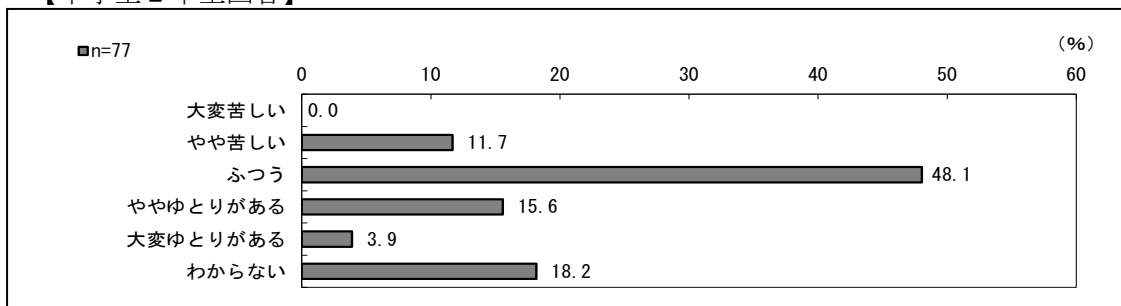
① 小学5年生子ども

問21 経済的に（お金に関して）は、あなたの家の暮らしは、どれにあたると思いますか。

経済的にみた家の暮らしでみられるように、「ふつう」が48.6%で最も多いものの、「大変苦しい」が1.4%、「やや苦しい」が5.4%など、家計を案じている子どもが少なからずいることがわかります。中学生2年生では、「やや苦しい」の項目11.7%であり、小学5年生子どもの結果と比べると増加しています。

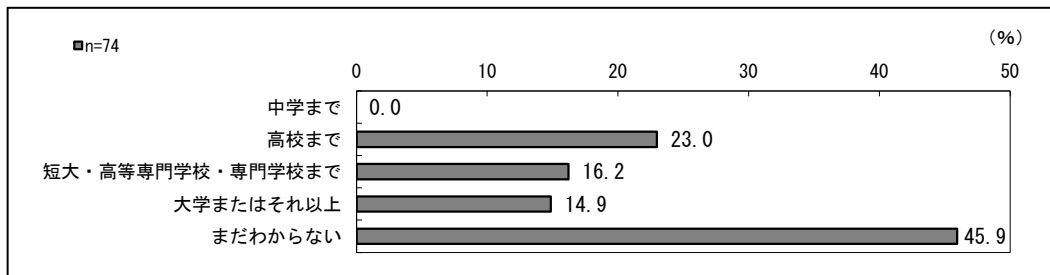


【中学生2年生回答】

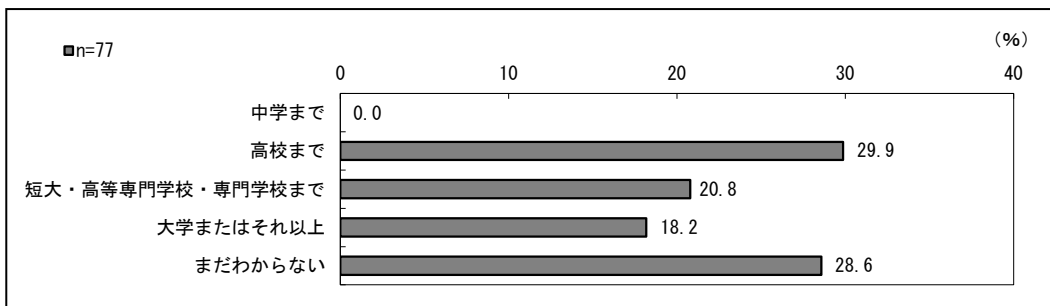


問6 あなたは将来、どこまで進学したいですか。

高校までが、23%、短大・高等専門学校・専門学校までが 16.2%、大学又はそれ以上が 14.9%、まだわからないが 45.9%となっています。中学生では、高校までが、29.9%、短大・高等専門学校・専門学校までが 20.8%、大学又はそれ以上が 18.2%、まだわからないが 28.8%であり、中学生になると進路が明確になり、高校以上の進学率は 39%となっています。



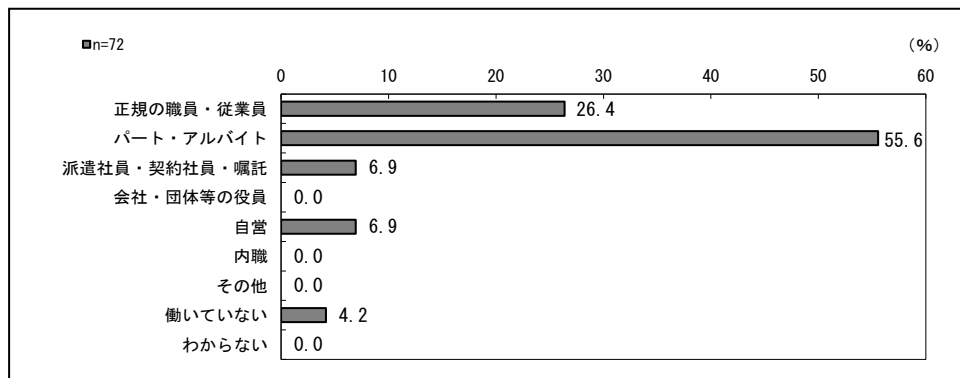
【中学生 2 年生回答】



② 小学 5 年生保護者

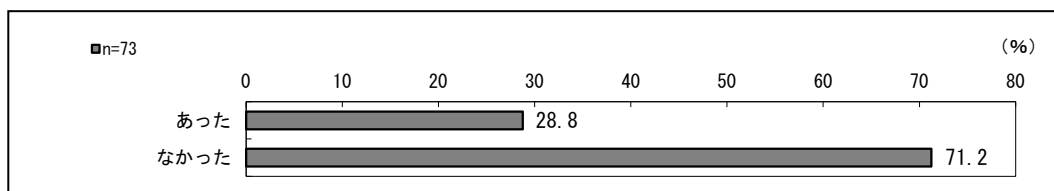
問4 お子さんのお母さんの現在の働き方は次のどれにあてはまりますか。もっとも近いもの 1 つに ○をつけてください。

母親の働き方については、「パート・アルバイト」が 55.6%で最も多く、次いで「正規の職員・従業員」が 26.4%で、「働いていない」は 4.2%です。



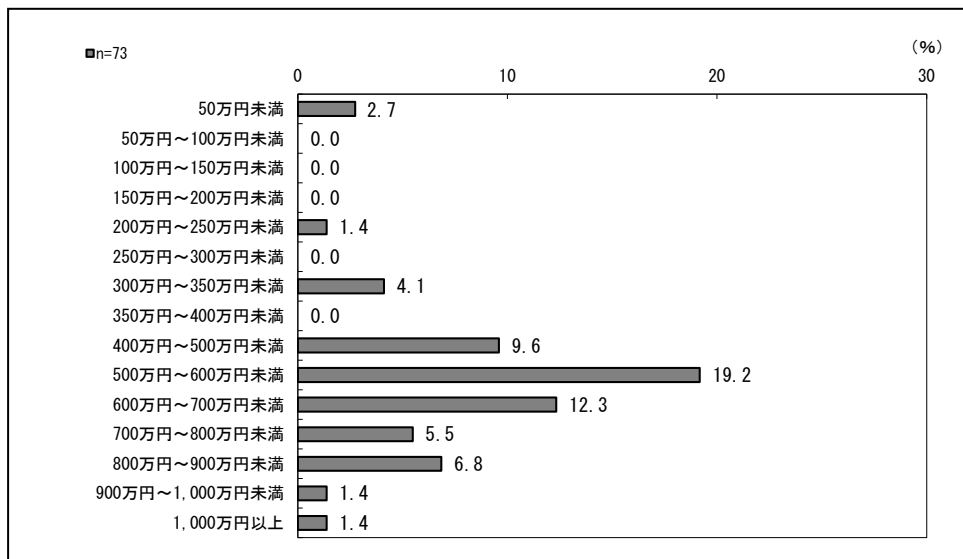
問11 過去1年間に、お子さん（きょうだいを含む）を病院や歯科で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがありますか。

働いている母親が多い中、子どもを病院や歯科で受診させなかったことについては、「あった」と回答した割合は 28.8%でした。その理由としては、「仕事で連れて行く時間がなかった」が 52.4%で最も多く、次いで「お金がなかった」が 28.6%でした。

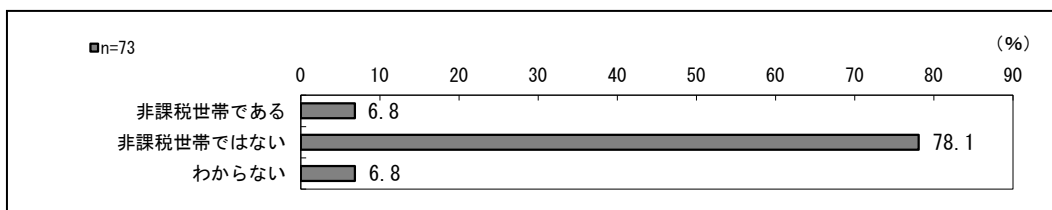


問 27-1 あなたのご家庭の年収（税込）はいくらですか。問 27 の合計金額をお書きください。

家庭の年収については、「500～600 万円」が 19.2%で最も多く、ついで「600～700 万円」で 12.3%となっています。「50 万円未満」は 2.7%、「200～250 万円」は 1.4%でした。なお、「非課税世帯」は 6.8%でした。

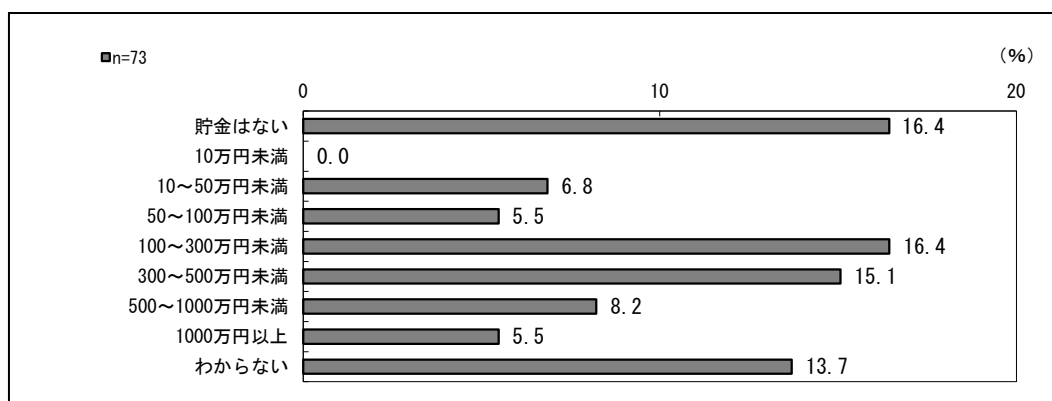


問 27-3 あなたのご家庭は、住民税非課税世帯ですか。



- 貯金については、「貯金はない」は 16.4%で、住宅や自動車のローンを抱えている割合も多くなっています。

問 28 現在の貯金額はどのくらいですか。ご家族の貯金すべての合計金額でお答えください。

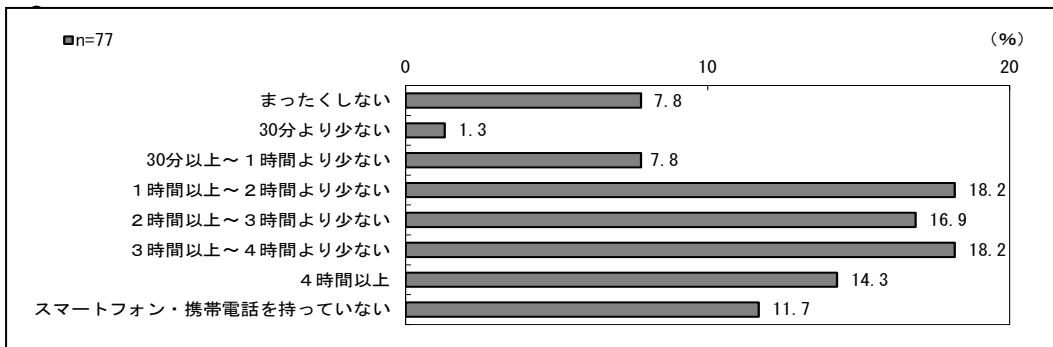


③中学2年生子ども

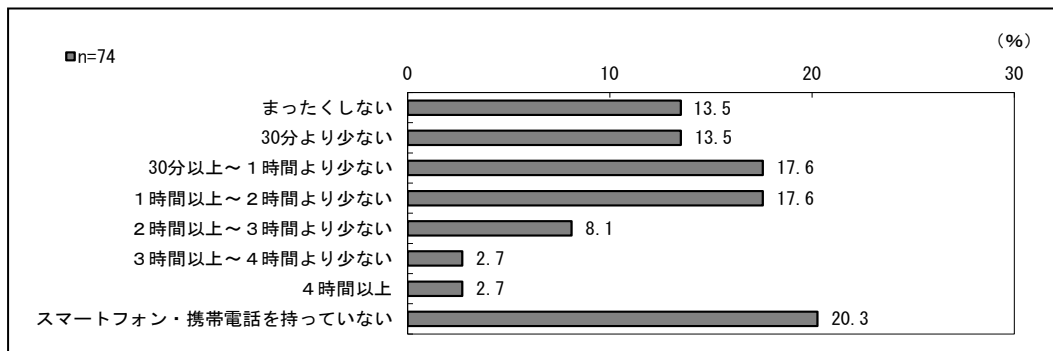
問 14 平日のスマートフォン・携帯電話の使用時間を教えてください（スマホやケータイゲームのプレイ時間を含む）。

中学2年生になると、スマートフォンの利用者数や使用時間が増えています。

【中学生2年生回答】



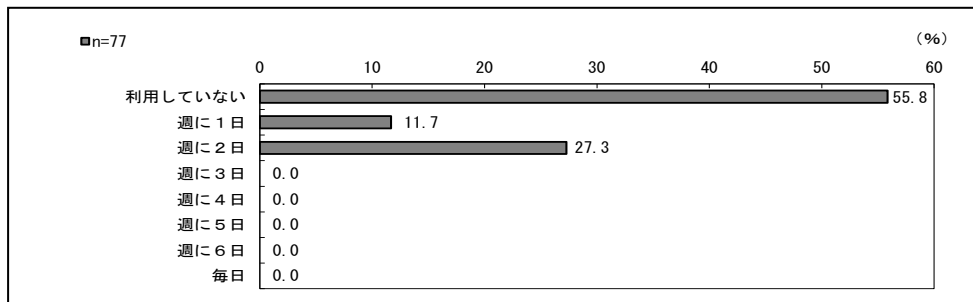
【小学生5年生回答】



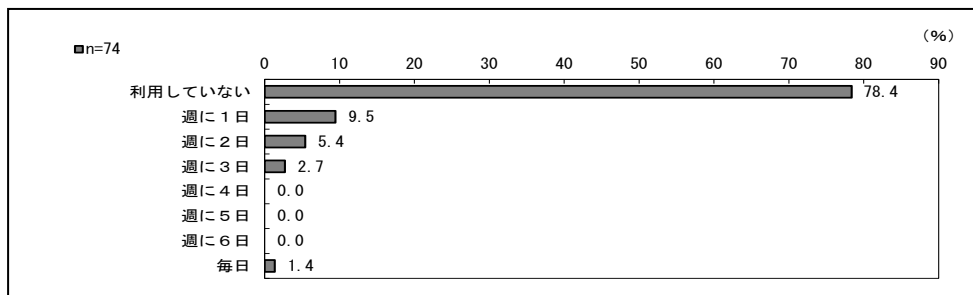
問 29 あなたは、学習塾や家庭教師を利用していますか。利用している場合、1週間に何日利用していますか。

中学生では、学習塾や家庭教師の利用状況について、週に2日が27.3%、週に1回が11.7%、利用していないが55.8%となっており、中学生になると利用が増えています。

【中学生2年生回答】



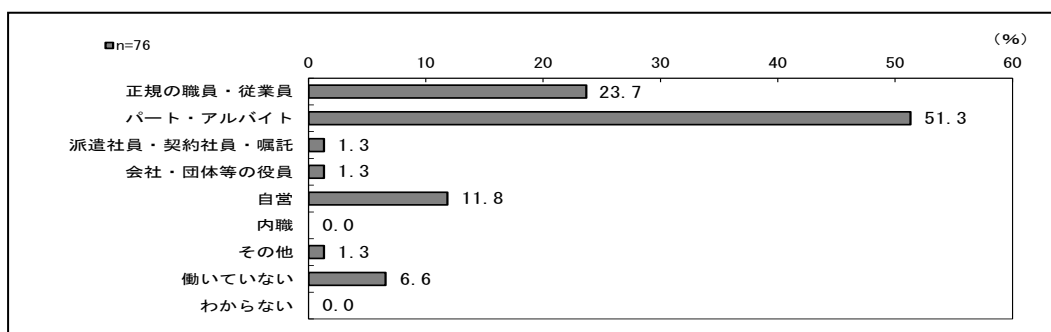
【小学生5年生回答】



④中学2年生保護者

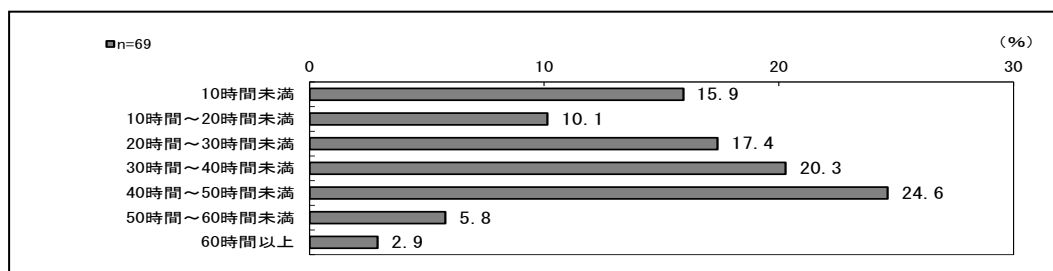
問4 お子さんのお母さんの現在の働き方は次のどれにあてはまりますか。もっとも近いもの1つに○をつけてください。

母親で働いていない割合は6.6%でした。小学5年生と比較すると、勤務時間も長くなっていることがわかります。

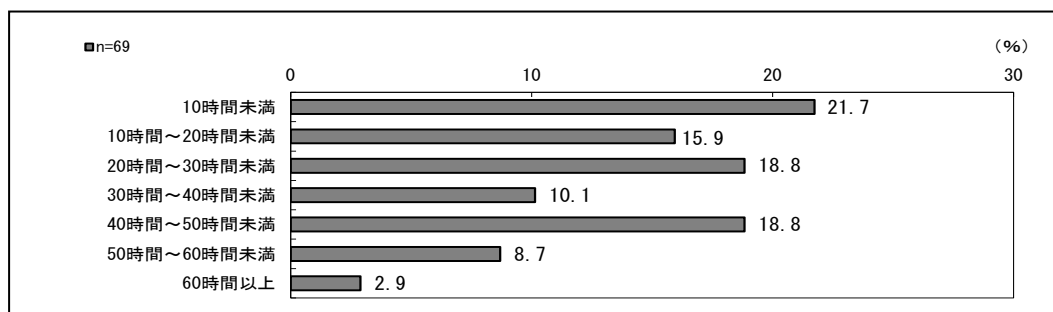


問4-1 問4で1～7を選んだ方におうかがいします。お子さんのお母さんは1週間に平均何時間、お仕事をしていますか。枠内に数字で回答してください（複数のお仕事をしている場合は合わせた時間数をお答えください）。

【中学生2年生保護者回答】

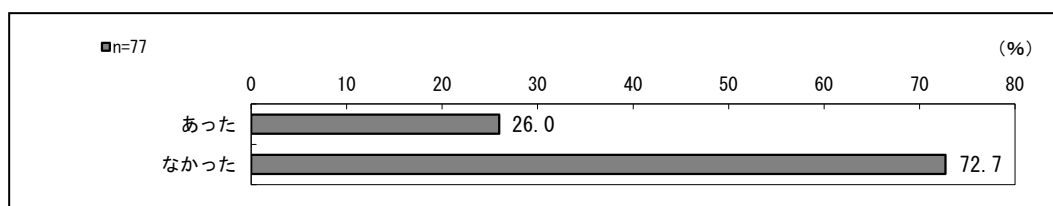


【小学生5年生保護者回答】

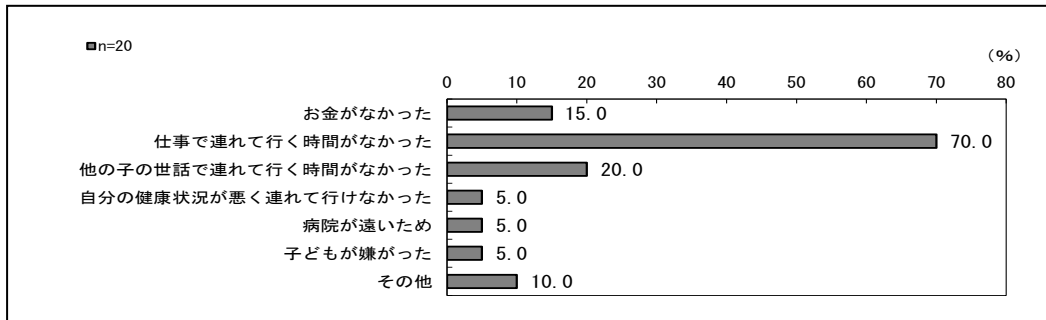


問11 過去1年間に、お子さん（きょうだいを含む）を病院や歯科で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがありますか。

子どもを病院や歯科で受診させなかったことについては、「あった」と回答した割合は26.0%でした。その理由としては、「仕事で連れて行く時間がなかった」が70.0%で最も多く、「お金がなかった」は15.0%でした。

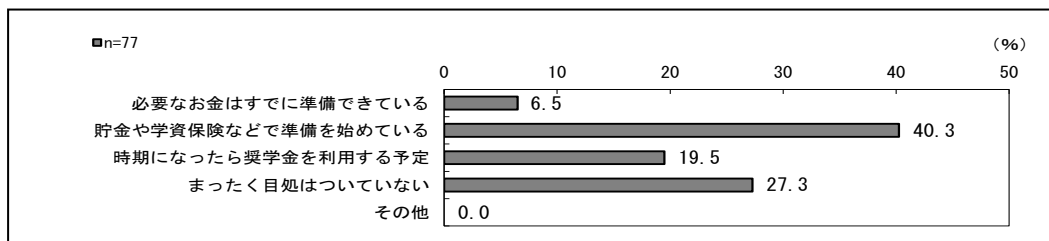


問 11-1 問 11 で「1. あった」と回答した方におうかがいします。その理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



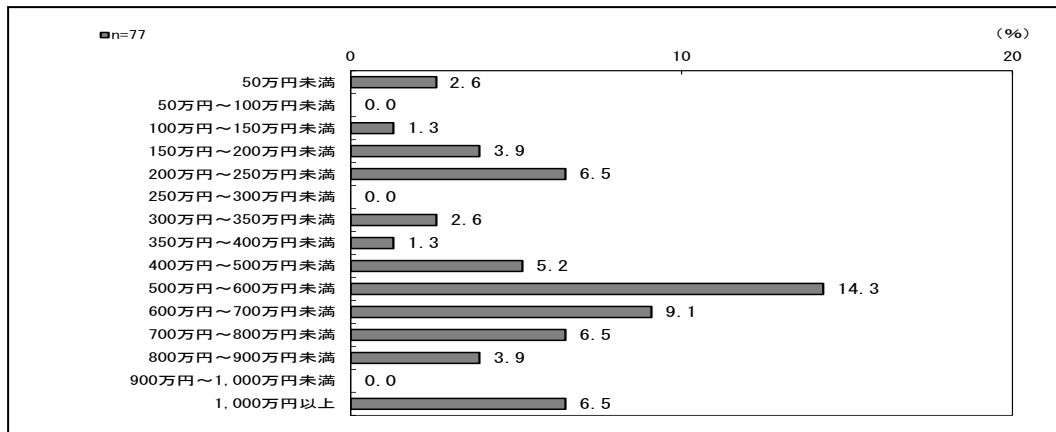
問 18-1 問 18 の教育を受けさせるための、お金の準備の状況はいかがですか。もっとも近いもの 1 つに○をつけてください。

教育を受けさせるためのお金については、「まったく目処はついていない」が 27.3% となっています。



問 27-1 あなたのご家庭の年収（税込）はいくらですか。問 27 の合計金額をお書きください。

家庭の年収については、「500～600 万円」が 14.3% で最も多く、ついで「600～700 万円」で 9.1% となっています。250 万円未満は 14.3% でした。なお、「非課税世帯」は 10.4% でした。

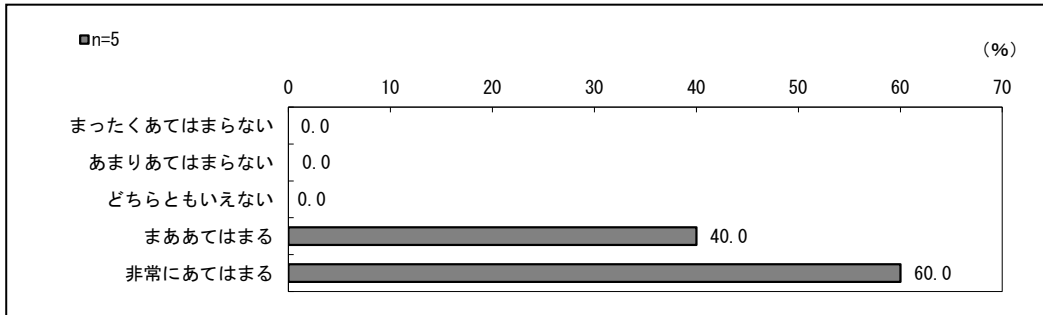


⑤ 高校2年生子ども

問 10-1 問 10 で「1. 高校まで」と答えた方にお聞きします。その理由について、どれくらいあてはまりますか。

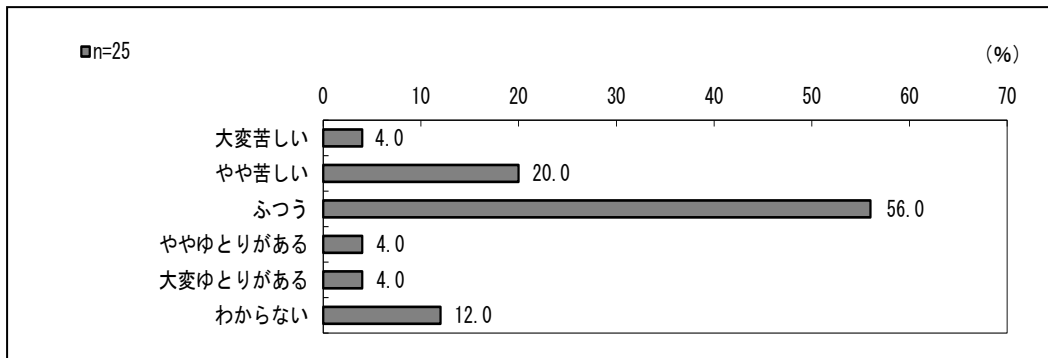
お金を理由に進学を希望しないと回答したのは5人でした。

① 進学に必要なお金のことが心配だから



問 23 経済的に (お金に関して) は、あなたの家の暮らしは、どれにあたると思いますか。

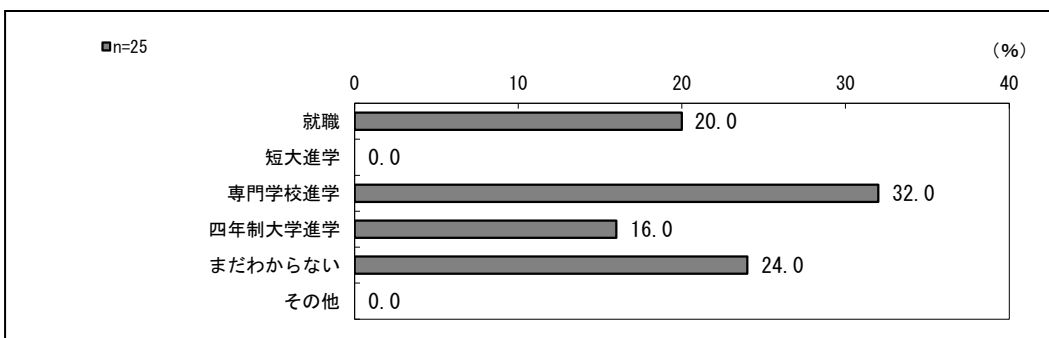
経済的にみた家の暮らしでは、「大変苦しい」は4.0%、「やや苦しい」は20.0%となっています。



⑥ 高校2年生保護者

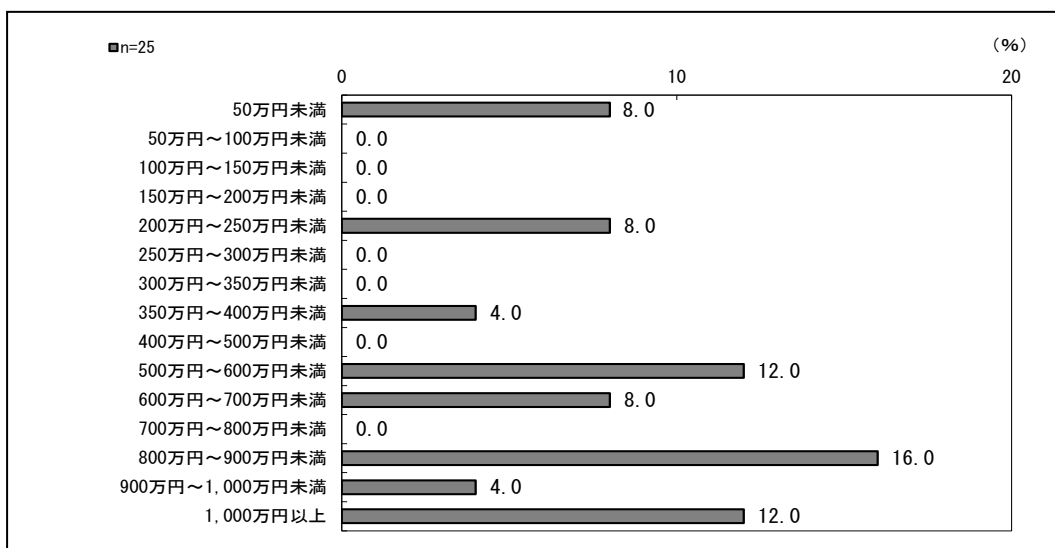
問 19 お子さんの高校卒業後の進路についてはどのように考えていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

高校卒業後の進路については、「専門学校」が32.0%で最も多く、次いで「まだわからない」が24.0%、「就職」が20.0%となっています。

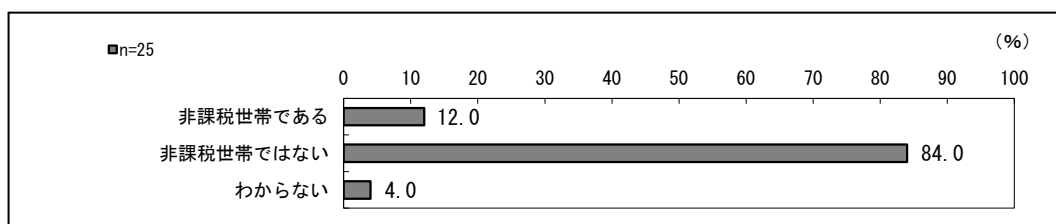


問 28-1 あなたのご家庭の年収（税込）はいくらですか。問 28 の合計金額をお書きください。

家庭の年収については、250 万円未満は 16.0%でした。なお、「非課税世帯」は 12.0%でした。



問 28-3 あなたのご家庭は、住民税非課税世帯ですか。



上富良野町子ども・子育て支援事業計画
2020～2024

(令和2年度～令和6年度)

発行 上富良野町

編集 上富良野町保健福祉課

〒071-0561

上富良野町大町2丁目8番4号

☎0167-45-6987